

甲 第 172 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和 3 9 年市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（行政財産の無償貸付又は減額貸付）

第 8 条の 2 前条の規定は、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 2 項から第 4 項までの規定により行政財産を貸し付ける場合に準用する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

（単位 円）

	使 用 物 件	単 位	使用料
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号。以下「法」という。）第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 8 0
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	1, 0 0 0
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1, 4 0 0
	その他の柱類	1 本につき 1 年	6 0
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	6
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 9 0

	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	510
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	54
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	73
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	250
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	360
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	730

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

行政財産の目的外使用料の額を改めるとともに、行政財産の無償貸付等に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 173 号 議 案

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定に  
ついて

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 44 年市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「による証明書等の交付」を削り、「第 3 条第 3 号」を「第 2 条」に改める。

第 12 条第 6 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 市長は、第 2 項の申請があつた場合において、当該申請が適正であると認めたときは、当該申請を行つた者に印鑑登録証明書を交付する。

第 12 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カードを提示し、市長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 42 条第 2 項の暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請すること

ができる。

第15条第1項第3号中「第12条第3項」を「第12条第5項」に改め、同条第2項中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

第2条 岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「第10条第6号の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）であつて、印鑑登録証の機能を付加したもの（以下「印鑑登録証機能付住基カード」という。）若しくは」及び「当該印鑑登録証機能付住基カード又は」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「印鑑登録証機能付住基カード又は」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

第9条第2号中「，印鑑登録証機能付住基カード」を削る。

第10条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第12条第1項及び第3項中「，印鑑登録証機能付住基カード」を削り、同条第5項中「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された証明書等交付のための専用端末機及び」を削る。

（岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

第3条 岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「次のとおり」を「岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年市条例第64号。以下「印鑑条例」という。）第12条に規定する印鑑登録証明書の交付」に改め、同条各号を削り、同条を第2条とする。

第4条第1項中「各号に掲げる目的の全部又は一部」を「に規定する目的」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

（岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例の一部改正）

第4条 岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例（平成27年市

条例第61号)の一部を次のように改正する。

題名中「による証明書等の交付」を削る。

第1条中「を利用した証明書等の交付」を「の利用」に改める。

第2条を削る。

第3条中「次のとおり」を「岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年市条例第64号）第12条に規定する印鑑登録証明書の交付」に改め、同条各号を削り、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

（岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止）

第5条 岡山市住民基本台帳カードの利用に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年11月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（岡山市印鑑登録及び証明に関する条例第3条第2項の改正規定を除く。） 令和6年1月1日
- (2) 第2条（岡山市印鑑登録及び証明に関する条例第12条第5項の改正規定を除く。）及び第5条の規定 令和8年1月1日

提案理由

本市が設置した証明書の自動交付機の廃止その他所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正等しようとするものである。

甲 第 174 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定  
について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定  
するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年市条例第59号）の一部を次  
のように改正する。

第15条第1項の改正規定中「「国民健康保険法施行令」を「法施行令」」を「「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「国民健康保険法施行令」を「法施行令」に、「又は第12条の17の額又は第16条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「若しくは第12条の17の額又は第16条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。））」に、「する。）又は」を「する。）若しくは」に、「なくなった日又は」を「なくなった日若しくは」に改め、同条第2項中「又は第12条の17」を「若し

くは第12条の17」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第16条の3第1項に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第16条の3の次に1条を加える改正規定のうち第16条の4第2項中「第12条第2項及び第3項」を「第12条第2項」に、「に規定する」を「各号に定めるところにより算定した」に、「同条第2項及び第3項の規定」を「同項」に改め、同条第4項中「第1項中」の次に「「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、」を加え、同条第6項中「第12条第2項及び第3項」を「第12条第2項」に、「に規定する」を「各号に定めるところにより算定した」に、「同条第2項及び第3項の規定」を「同項」に改め、同条第8項中「第5項中」の次に「「出産被保険者がいる場合」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）がいる場合」と、」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

産前産後期間における国民健康保険料の減額措置に係る手続等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 175 号 議 案

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例（平成 18 年市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

目次中「給水工事及び給水装置の」を「給水装置の工事及び」に改める。

第 1 条第 2 項の表中「，三西地区」を「及び三西地区」に改める。

第 2 条の見出し中「用語の」を削り，同条第 1 号中「布設」を「施設」に改め，同条第 4 号中「給水工事」を「給水装置工事」に改め，同条に次の 2 号を加える。

(5) 所有者 給水装置を所有する者をいう。

(6) 使用者 第 16 条の承認を受けた者をいう。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 6 条中「給水装置の使用者」を「使用者等」に，「この条例」を「，この条例」に改める。

「第 2 章 給水工事及び給水装置の管理」を「第 2 章 給水装置の工事及び管理」に改める。

第 7 条の見出しを「（構造及び材質の基準）」に改め，同条第 3 項中「現に」を「使用者が現に」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「給水工事」を「給水装置工事」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「給水工事」を「給水装置工事」に改め、同条第3項中「市長は、第1項の」の次に「規定による」を加え、「給水工事」を「給水装置工事」に改める。

第9条の見出し中「給水工事」を「給水装置工事」に改め、同条第1項中「給水工事」を「給水装置工事（設計を含む。次条及び第11条第1項において同じ。）」に、「第6条第1項に規定する」を「第6条第1項の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事（設計を含み、修繕工事を除く。以下この項及び次項において同じ。）を施行する場合は、給水装置工事のうち、設計にあってはあらかじめ市長の審査（使用材料の確認を含む。）を、設計以外にあっては当該工事完了後に市長の検査を受けなければならない。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、配水管から分岐する部分に係る給水装置工事を施行するときは、当該工事の施行時に市長の監督を受けなければならない。

第10条の見出し中「工事費用」を「工事費」に改め、同条中「給水工事の費用」を「給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）」に、「給水工事を申し込んだ者」を「給水装置工事を申し込む者」に改め、同条ただし書中「ものについて」を「とき」に改める。

第11条の見出しを「（工事費の算定方法）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市が施行する給水装置工事の工事費は、配水管から止水栓の間に要する接続費と、その他に要する取付費との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、それらの内訳は次のとおりとする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 路面復旧費
- (5) 設計委託等外注費

(6) 間接経費

第11条第2項中「前項各号」を「前項」に、「規定する」を「定める」に改め、同条第3項中「もののほか、工事費用」を「工事費」に改める。

第12条を次のように改める。

(工事費の前納及び精算)

第12条 工事申込者は、前条に規定する工事費のうち、市長が別に定める概算額をあらかじめ納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事施行後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

第13条第1項中「若しくはこれらの者の代理人」を削り、「汚染」を「汚染され、」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「第1項の」の次に「規定による」を加える。

第15条第1項中「場合又は」の次に「法令若しくは」を加え、同条第3項中「のため生じた損害については、市は、その責任」を「によって使用者等に損害が生ずることがあっても、市はその賠償の責め」に改める。

第16条の見出し中「給水」を「給水契約」に改め、同条中「承諾」を「承認」に改める。

第18条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第19条第2項第2号中「所有者又は代理人」を「使用者等」に改める。

第31条を次のように改める。

(手数料等)

第31条 給水装置設計審査・検査手数料（第9条第2項の審査及び検査に係る手数料をいう。）は、申請書1件につき、5,000円とし、工事申込者から給水装置工事の申込みの際に徴収する。

2 分岐工事監督費（第9条第3項の監督に係る費用をいう。）は、1工事につき、5,000円に100分の110を乗じて得た額とし、工事申込者からあらかじめ徴収する。

第34条第1号中「給水」を削り、同条第2号中「検査を拒み、又は妨げた」を「規定

による検査を拒み、若しくは妨げたとき又は前条の規定による指示に従わない」に改める。

第35条第2号を次のように改める。

(2) 第8条第1項の承認を受けないで、給水装置工事を施行した場合

第35条第3号中「将来使用の見込みがない」を「管理者が将来使用の見込みがないと認めた」に改める。

第36条第1項第1号中「給水工事」を「給水装置工事」に改め、同項第2号中「第33条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「行為によって」の次に「、料金」を加える。

附則第3項中「当分の間」を「令和6年2月29日までの間」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

簡易給水施設におけるメーターの点検期間に係る経過措置の適用期限を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 176 号 議 案

岡山市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立児童館条例の一部を改正する条例

岡山市立児童館条例（昭和 45 年市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「岡山市大曲児童館 岡山市南区藤田 9 2 番地 1」を「岡山市藤田児童館 岡山市錦児童館 岡山市南区藤田 7 2 4 番地 1 2 8」

童館 岡山市南区藤田 7 2 4 番地 1 2 8」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の岡山市立児童館条例第 2 条の 3 の規定による岡山市藤田児童館に係る指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山市大曲児童館及び岡山市錦児童館を統廃合し、岡山市藤田児童館を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 177 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成 17 年市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

使 用 物 件		単 位	使用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	680 円
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	1,000 円
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1,400 円
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	600 円
	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年	970 円
	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年	1,300 円
	その他の柱類	1 本につき 1 年	60 円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	6 円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	4 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	590 円
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	360 円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	510円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
水道管, 下水道管, ガス管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	54円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	73円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	360円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	730円
歩廊, 雪よけ その他これらに類する施設	天幕, 日よけ, 雨よけ(仮設ひさし)その他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,200円

道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	810円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
露天, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	270円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	270円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
標識		1本につき1年	970円
旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	27円
	その他のもの	1本につき1月	270円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,700円
	その他のもの	1基につき1月	1,400円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	270円
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時		使用面積1平方メートルにつき1月	120円



収容施設		
水路上空に設ける遮蔽物	使用面積1平方メートルにつき1年	200円

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

公共物使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 178 号 議 案

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市道路占用料徴収条例（昭和 28 年市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単位 円）

占 用 物 件		単 位	占用料
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 8 0
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	1, 0 0 0
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1, 4 0 0
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	6 0 0
	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年	9 7 0
	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年	1, 3 0 0
	その他の柱類	1 本につき 1 年	6 0
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	6
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	4
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 9 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ	3 6 0

		メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	510
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	54
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	73
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	250
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	360
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	730
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200

法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占有面積1平方メ ートルにつき1年	1,400
	地下に設ける通路		占有面積1平方メ ートルにつき1年	810
	その他のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1年	1,200
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占有面積1平方メ ートルにつき1日
その他のもの		占有面積1平方メ ートルにつき1月	270	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「政 令」とい う。）第7 条第1号に 掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるも の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	270
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	2,700
	標識		1本につき1年	970
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	27
		その他のもの	1本につき1月	270
幕（政令第7 条第4号に掲 げる工事用施	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	27	

	設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,700
		その他のもの	1基につき1月	1,400
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	270
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	120
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額

掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて道路を占有している者が、

施行日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件の占有料の額は、占有物件ごとに算出した占有料の額が占有物件ごとに算出した前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額を超える場合には、改正後の別表の規定にかかわらず、前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額とする。

- 3 施行日前に占有許可を受けた者に係る占有料で、施行日前に納入通知があったものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

道路占有料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 179 号 議 案

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 2 4 年市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 土地占用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 土地占用料

占 用 物 件		単 位	占用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 8 0 円
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	1, 0 0 0 円
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1, 4 0 0 円
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	6 0 0 円
	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年	9 7 0 円
	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年	1, 3 0 0 円
	その他の柱類	1 本につき 1 年	6 0 円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	6 円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	4 円
	地上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 9 0 円



	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	510円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
ガス管, 水道管, 下水道管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	54円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	73円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	360円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	730円
	歩廊, 雪よけ	天幕, 日よけ, 雨よけ (仮設)	占用面積1平方メートルにつき1年

その他これらに類する施設	ひさし) その他これらに類するもの	一トルにつき1年	
通路その他これに類する施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円
	地下に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	810円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円
露店, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	270円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	270円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
標識		1本につき1年	970円
旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	27円
	その他のもの	1本につき1月	270円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270円
アーチ	河川を横断するもの	1基につき1月	2,700円
	その他のもの	1基につき1月	1,400円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	270円

耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時収容施設	占用面積1平方メートルにつき1月	120円
上空に設ける遮蔽物	占用面積1平方メートルにつき1年	200円
上記以外の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	200円

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に占用許可を受けた者に係る占用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

準用河川の土地占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 180 号 議 案

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和 39 年市条例第 54 号）の一  
部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（種別）

第 2 条の 2 団員の種別は，基本団員と機能別団員とする。

2 基本団員は，機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は，消防局長が定める特定の任務に従事する団員とする。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし，機能別団員には年額報酬を支給しない。

第 8 条の 2 第 1 項を次のように改める。

団員の定年は，次の表の左欄に掲げる種別及び同表の中欄に掲げる階級の区分に応じ，  
それぞれ同表の右欄に定める年齢とする。

種別	階級	年齢
基本団員	団長及び副団長	年齢 70 年
	分団長，副分団長及び部長	年齢 67 年
	班長及び団員	年齢 65 年

機能別団員	団員	年齢 75 年
-------	----	---------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

消防団に機能別団員制度を導入するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 181 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表53の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

高圧ガス保安法の一部改正に伴い、液化石油ガス貯蔵施設等の完成検査に係る手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 182 号 議 案

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条の表2工業用水道事業の項第2号イ中「3,000立方メートル」を「2,100立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

御津工業用水道の計画給水量を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 183 号 議 案

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市水道条例（平成 9 年市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「用語の」を削り，同条中「定義」を「意義」に改め，同条第 4 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め，同条第 6 号中「給水装置を使用する」を「第 14 条の承認を受けた」に改める。

第 3 条中「次の」を「，次の」に改める。

第 4 条第 1 項中「管理者にあらかじめ」を「あらかじめ管理者に」に改め，同条第 3 項中「等，」を「場合その他」に改める。

第 6 条の見出し中「工事」を「給水装置工事」に改め，同条第 1 項中「給水装置工事は」を「給水装置工事（設計を含む。第 8 条及び第 9 条第 1 項において同じ。）は」に改め，同条第 2 項中「修繕工事を除く」を「設計を含み，修繕工事を除く。以下この項及び次項において同じ」に，「あらかじめ管理者の設計審査」を「給水装置工事のうち，設計にあってはあらかじめ管理者の審査」に，「受け，かつ，」を「，設計以外にあっては当該」に，「工事検査」を「検査」に改め，同条第 3 項中「等」を「その他」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において，配水管から分岐する部分に係る給水装置工事を施行するときは，当該工事の施行時に管理者の監督を受けなければならない。

第 8 条の見出し中「負担区分」を「負担」に改め，同条ただし書中「ものについて」を「とき」に改める。



第9条の見出し中「算出」を「算定方法」に改め、同条第1項中「次」を「配水管から止水栓の間に要する接続費と、その他に要する取付費と」に、「とする」を「とし、それらの内訳は次のとおりとする」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 設計委託等外注費

第9条第2項中「その」を「, その」に改め、同条第3項中「算出に関して」を「算定について」に改める。

第10条第1項ただし書中「場合について」を「とき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の概算額は、工事施行後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

第11条第1項中「, 改造（メーター口径を増径する場合に限る。）」を「又は改造（メーター口径を増径する場合に限る。）の」に改め、同条第2項中「工事費」を「その費用」に改め、同条第4項中「既に納められた」を「既納の」に改める。

第12条中「所有者又は使用者」を「使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）」に改める。

第13条第2項中「つど」を「都度」に改め、同条第3項中「のため」を「によって使用者等に」に、「責任」を「賠償の責め」に改める。

第15条を次のように改める。

## 第15条 削除

第16条第3項中「使用者, 所有者又は代理人（以下「使用者等」という。）」を「使用者等」に改め、同条第4項中「その者の責任」を「, その責めに帰すべき事由」に改める。

第17条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項第1号中「使用者」を「使用者等」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第20条中「この場合」の次に「において」を加える。

第23条第1項中「6期」を「, 次の表に掲げるところにより, 6期」に改め、同条第3項中「随時」を「, 随時」に改める。

第24条を次のように改める。

(料金)

第24条 専用栓の料金は、次に掲げる区分により、使用期間に応じ、算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(1) 専用栓の1箇月当たりの料金は、次の表のとおりとする。

メーター 又は給水 口径	基本料金	給水料金				
		1段	2段	3段	4段	5段
13ミリ メートル	840円	10立方メ ートルまで	10立方メ ートルを超	20立方メ ートルを超	30立方メ ートルを超	50立方メ ートルを超
20ミリ メートル	1,280円	の水量 1立方メ ートルにつ	え20立方 メートルま での水量	え30立方 メートルま での水量	え50立方 メートルま での水量	える水量 1立方メ ートルにつ
25ミリ メートル	2,050円	30円	1立方メ ートルにつ き 148円	1立方メ ートルにつ き 172円	1立方メ ートルにつ き 201円	231円
40ミリ メートル	5,000円	50立方メ ートルまで	50立方メ ートルを超	300立方 メートルを		
50ミリ メートル	8,700円	の水量 1立方メ ートルにつ	え300立 方メートル までの水	超える水 量 1立方メ ートルにつ		
75ミリ メートル	17,200円	201円	1立方メ ートルにつ き	255円		
100ミ リメー トル	30,800円		231円			
150ミ リメー トル	74,100円					

ル					
200ミ リメートル	128, 000円				
250ミ リメートル	217, 000円				
300ミ リメートル	288, 000円				

(2) 専用栓を公衆浴場（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により岡山県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場をいう。）に使用するときの1箇月当たりの給水料金は、前号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 段	2 段
1,000立方メートルまでの水量 1立方メートルにつき62円	1,000立方メートルを超える水量 1立方メートルにつき107円

2 私設消火栓を消防演習その他臨時に使用するときの料金は、次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

口径	料金（10分間につき）
50ミリメートル未満	2,350円
50ミリメートル以上	4,700円

第24条の2第1項中「場合」を「場合には」に改め、同条第3項中「前条」を「前条第1項第1号」に改める。

第25条に次の1項を加える。

3 管理者が特に必要と認めた場合は、定例日を変更することができる。この場合において、料金の調整方法は、管理者が別に定めるものとする。

第26条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「を点検して、その使用水量により計算する。この場合の使用水量は、各月均等に使用したものとみなす」を「の点検を行い、その使用水量は各月均等に使用したものとみなして算定する」に改め、同号ただし書中「を適用」を「の規定により毎月徴収」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により料金を算定する場合において、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次期の使用水量に繰り越して計算する。ただし、第28条第1項第2号及び第3号の規定により料金を算定する場合において、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第27条第1項中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

第27条の2第3項中「又はその代理人」を削る。

第28条第1項中「開始したとき、又は使用を」を「開始し、又は」に改め、同条第2項第1号中「第24条第1号及び第3号」を「第24条第1項第1号」に、「金額の30分の1を日数倍した」を「額を30で除して得た額に日数を乗じて得た」に改め、同項第2号中「第24条各号」を「第24条第1項各号の表」に、「各段の水量の」を「それぞれの段の水量を」に、「みなす」を「みなして算定した額とする」に改める。

第29条第1項中「によって」を「の理由により」に改める。

第30条中「料金」を「使用者が料金」に、「認定」を「料金を認定」に改める。

第31条の見出しを「(料金の減免等)」に改める。

第33条第1項中「給水装置設計審査・検査手数料」の次に「(第6条第2項の審査及び検査に係る手数料をいう。)」を加え、「徴収」を「給水装置工事の申込みの際に徴収」に改め、同項の表を次のように改める。

口径	金額
25ミリメートル以下	5,000円
40ミリメートル以上	15,000円

第33条第2項を次のように改める。

2 分岐工事監督費(第6条第3項の監督に係る費用をいう。)は、1工事につき、5,000円に100分の110を乗じて得た額とし、工事申込者からあらかじめ徴収す

る。

第33条第3項中「徴収」を「申請の際に徴収」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 既納の手数料等は、還付しない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

第34条第1項第1号中「又は」を「され、又は」に改め、同条第2項中「前項第1号」の次に「の場合」を加える。

第37条中「責任」を「賠償の責め」に改める。

第39条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第40条第1号中「又は」の次に「第9条の」を加え、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第3号中「第38条」を「第38条第1項」に、「又は調査を拒んだ」を「を拒み、若しくは指示に従わないとき又は同条第2項の規定による調査を拒み、若しくは指示に従わない」に改める。

第41条の見出し中「切り離し」を「切離し」に改め、同条中「場合で」を「場合であつて」に改め、同条第2号中「将来」を「管理者が将来」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置工事を施行した場合

(4) 前2条に規定する給水の停止期間中に、その給水装置の使用を図った場合

第42条を次のように改める。

#### 第42条 削除

第43条第1号中「第4条に規定する管理者」を「第4条第1項」に改め、「給水装置工事を」の次に「施行」を加え、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第45条第1項中「に定める貯水槽水道」を「の貯水槽水道」に改める。

第46条第1項中「に定める簡易専用水道」を「の簡易専用水道」に改め、同条第2項中「前項に定める」を削る。

第47条中「給水の停止又は給水管の切断を解除する」を「第39条若しくは第40条の規定による給水の停止又は第41条の規定による給水装置の切離しをした」に、

「その解除」を「これら」に改め、同条に後段として次のように加える。

給水の停止を解除し、又は切り離れた給水装置を復旧する場合も同様とする。

附則第5項及び第7項中「当分の間」を「令和6年2月29日までの間」に改める。

第2条 岡山市水道条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号の表を次のように改める。

メーター 又は給水 口径	基本料金	給水料金				
		1段	2段	3段	4段	5段
13ミリ メートル	870円	10立方メ ートルまで の水量	10立方メ ートルを超 え20立方 メートルま での水量	20立方メ ートルを超 え30立方 メートルま での水量	30立方メ ートルを超 え50立方 メートルま での水量	50立方メ ートルを超 える水量
20ミリ メートル	1,330円	1立方メ ートルにつ き	1立方メ ートルにつ き	1立方メ ートルにつ き	1立方メ ートルにつ き	1立方メ ートルにつ き
25ミリ メートル	2,120円	32円	151円	177円	207円	238円
40ミリ メートル	5,160円	50立方メ ートルまで の水量	50立方メ ートルを超 え300立 方メートル までの水 量	300立方 メートルを 超える水 量		
50ミリ メートル	8,860円	1立方メ ートルにつ き	1立方メ ートルにつ き	1立方メ ートルにつ き		
75ミリ メートル	17,800円	207円	238円	263円		
100ミ リメー トル	31,800円					
150ミ リメー トル	76,700円					

200ミ リメートル	132, 000円				
250ミ リメートル	224, 000円				
300ミ リメートル	298, 000円				

第24条第1項第2号の表を次のように改める。

1段	2段
1,000立方メートルまでの水量 1立方メートルにつき67円	1,000立方メートルを超える水量 1立方メートルにつき111円

第24条の2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中岡山市水道条例附則第5項及び第7項の改正規定 公布の日
  - (2) 第1条中岡山市水道条例第2条第4号の改正規定、第33条第1項の改正規定（同項の表を改める部分に限る。）及び同条第2項の改正規定並びに第39条第2項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年4月1日
  - (3) 第2条中岡山市水道条例第24条第1項第1号の表及び同項第2号の表の改正規定並びに附則第4項の規定 令和8年2月1日
  - (4) 第2条中岡山市水道条例第24条の2を削る改正規定 令和8年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岡山市水道条例（以下「新条例」という。）第24条の規定は、令和6年4月1日以後の点検に基づき徴収すべき料金について適用し、同日前

の点検に基づき徴収すべき料金については、なお従前の例による。

3 新条例第33条第1項及び第2項の規定は、令和6年4月1日以後の工事の申込みに係る手数料等について適用し、同日前の工事の申込みに係る手数料等については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の岡山市水道条例第24条第1項第1号の表及び同項第2号の表の規定は、令和8年4月1日以後の点検に基づき徴収すべき料金について適用し、同日前の点検に基づき徴収すべき料金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

水道料金の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 184 号 議 案

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例

岡山市工業用水道条例（昭和 41 年市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 給水契約の申込み及び使用水量の決定（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 給水装置等の工事及び費用並びに管理（第 10 条—第 21 条）

第 4 章 給水（第 22 条—第 31 条）

第 5 章 料金及び手数料（第 32 条—第 38 条）

第 6 章 違反に対する措置等（第 39 条—第 44 条）

第 7 章 雑則（第 45 条）

附則

第 3 条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「当該」を「，当該」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 管理者 水道事業管理者をいう。
- (2) 岡山工業用水道 岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年市条例第 60 号。以下「設置条例」という。）第 3 条の表 2 工業用水道事業の項第 1 号の岡山工業用水道をいう。
- (3) 御津工業用水道 設置条例第 3 条の表 2 工業用水道事業の項第 2 号の御津工業用水

道をいう。

(4) 給水装置 工業用水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(5) 給水装置工事 給水装置の新設、改造又は撤去の工事をいう。

(6) 所有者 給水装置を所有する者をいう。

(7) 使用者 第7条の承認を受けた者をいう。

(8) 基本使用水量 第8条第1項の規定により管理者が定めた1日当たりの使用水量をいう。

(9) 超過使用水量 基本使用水量を超過して使用した水量をいう。

第4条の表中「施設名」を「区分」に、「あたり1日」を「当たりの1日の」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

第6条を次のように改める。

## 第6条 削除

第8条第1項中「前条の」を「前条の規定による」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条第2項中「前条の」を「前条の規定による」に改める。

第9条中「とする」の次に「日の」を加え、同条ただし書中「事情があると認めたときは」を「と認めたときは、」に改める。

第11条の見出し中「工事」を「給水装置工事」に改め、同条第1項中「給水装置の新設、改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）を必要」を「給水装置工事をしよう」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 管理者は、必要と認めるときは、前項の規定により給水装置工事を申し込む者（以下「工事申込者」という。）に対し、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

第12条を次のように改める。

（給水装置工事の施行）

第12条 給水装置工事（設計を含む。以下この条、第16条、第17条第1項及び第18条第1項において同じ。）は、管理者が施行する。ただし、工事申込者が管理者の許

可を得た場合は、この限りでない。

2 工事申込者が給水装置工事を施行する場合は、給水装置工事のうち、設計にあつてはあらかじめ管理者の審査（使用材料の確認を含む。）を、設計以外にあつては当該工事完了後に管理者の検査を受けなければならない。この場合において、管理者が特に必要と認めたときは、当該工事の施行時に立会検査をすることができる。

3 前項本文の場合において、配水管から分岐する部分に係る給水装置工事を施行するときは、当該工事の施行時に管理者の監督を受けなければならない。

第14条中「道路」を「道路又は下水道管」に改め、「、占用」を削り、「よって、配水管・給水管及びその」を「よって、配水管又は給水管及びそれらの」に改め、「撤去」の次に「、防護」を加え、「並びに修繕」を「及び修繕（以下これらをこの条において「工事」という。）」に、「これに」を「これらに」に、「その工事」を「工事」に改め、「とし、配水管・給水管及びその附属具の防護工事に要した費用もその者の負担」を削る。

第15条の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同条中「又は改造」を「、改造」に、「それ」を「これ」に、「申込者」を「当該申込みをした者（次項において「申込者」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合においては、申込者が管理者が別に定める費用の概算額を前納しなければ、工事は施行しない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 前項の概算額は、工事施行後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

第16条の見出し中「負担区分」を「負担」に改め、同条中「給水装置の工事費」を「給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）」に改める。

第17条第1項中「前条」を「管理者が施行する給水装置工事」に、「そのほか」を「その他」に、「その内訳」を「それらの内訳」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 設計委託等外注費

第17条第2項中「その」を「、その」に改める。

第18条第1項中「工事の申込者が、」を「工事申込者が管理者が別に定める」に、「工事は」を「、給水装置工事は」に改め、同項ただし書中「ものは」を「ときは、」に

改め、同条第2項を次のように改める。

2 第15条第3項の規定は、工事費について準用する。

第19条第1項中「所有者」の次に「（以下「使用者等」という。）」を加え、同項第1号中「の点検」を「及びその附属具（以下「メーター等」という。）の点検」に、「修繕」を「修繕工事」に改め、同条第2項中「前項の規定に違反したものに対し管理者は」を「管理者は、前項の規定に違反した者に対し」に改める。

第20条中「使用者からその施設」を「使用者等から当該給水装置」に改め、同条ただし書中「使用者」を「当該管理委託を行った者」に改める。

第21条第3項中「その者」を「当該指示を受けた者」に改める。

第22条第1項中「又は工業用水道施設」を「工業用水道施設」に改め、「及び」の次に「法令又は」を加える。

第23条第1項中「の給水」を「の規定による給水」に、「及び給水装置」を「給水装置」に、「所有者又は使用者に損害をかける」を「使用者等に損害が生ずる」に、「市は、その」を「市はその賠償の」に改め、同条第2項中「工事」を「給水装置工事の」に改める。

第24条中「分与」を「分与し」に改める。

第26条の見出し中「メーター」を「メーター等」に改め、同条第1項中「市」を「管理者」に改め、同項ただし書中「あてる」を「充てる」に改め、同条第2項中「市」を「管理者」に、「給水装置の所有者又は使用者」を「使用者等」に改め、同条第3項中「メーター」を「メーター等」に、「管理者」を「管理者」に改め、同条第4項中「メーターの保管者」を「使用者等」に、「メーターを亡失」を「メーター等（第1項ただし書に規定するメーターを除く。）を亡失し、」に改め、同条第5項中「によるメーターは市」を「に規定するメーターは管理者」に改める。

第28条中「使用者又は所有者」を「使用者等」に改め、同条第3号中「使用者、所有者又は代理人」を「使用者等」に改める。

第30条の見出しを「（検査の請求）」に改め、同条中「メーター」を「メーター等」に改める。

第31条中「市」を「管理者」に改める。

第32条の表を次のように改める。

区分	基本料金（基本使用水量1立方メートルにつき）	超過料金（超過使用水量1立方メートルにつき）
岡山工業用水道	30円	60円
御津工業用水道	54円	108円

第34条第1項中「メーター」を「メーター等」に改め、同項ただし書中「翌月」を「翌日」に改め、同条第2項中「定例日にメーター」を「末日（その日が岡山市の休日をも定める条例（平成元年市条例第44号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日）にメーター等」に改め、同条第3項中「メーターの故障等」を「メーター等又は給水装置の破損、異常その他の理由」に、「不明の」を「明確でない」に改める。

第34条の2第1項第2号中「算定月」を「に算定月」に改める。

第37条の表を次のように改める。

口径	金額
50ミリメートル	25,000円
75ミリメートル	27,000円
100ミリメートル	29,000円
150ミリメートル	35,000円
200ミリメートル	43,000円
250ミリメートル	55,000円
300ミリメートル以上	管理者が別に定める

第37条に次の1項を加える。

2 第35条の規定は、メーター使用料の徴収について準用する。

第37条の2第1項中「給水装置設計審査・検査手数料」の次に「（第12条第2項の審査及び検査に係る手数料をいう。）」を加え、「次の表に掲げる額」を「15,000円」に、「徴収」を「給水装置工事の申込みの際に徴収」に改め、同項の表を削り、同条第2項を次のように改める。

2 分岐工事監督費（第12条第3項の監督に係る費用をいう。）は、1工事につき、5,000円に100分の110を乗じて得た額とし、工事申込者からあらかじめ徴収する。

第37条の2第3項中「その他」を「各種証明」に、「次の表に掲げる額」を「300円」に、「徴収」を「申請の際に徴収」に改め、同項の表を削り、同条第4項を次のように改める。

4 既納の手数料等は、還付しない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

「第6章 取締り及び違反処分」を「第6章 違反に対する措置等」に改める。

第39条の見出しを「（給水の停止）」に改め、同条第1号中「料金」を「給水使用料金、メーター使用料」に、「期限」を「期限まで」に改め、同条第4号中「及び第4項の規定による調査又は検査を拒んだ」を「の検査を拒み、又は同条第4項の調査を拒み、若しくは指示に従わない」に改める。

第40条の見出しを「（過料等）」に改め、同条第1項第1号中「規定による」を削り、「工事を」を「給水装置工事を施行」に改め、同項第2号中「メーター」を「メーター等」に改め、同項第5号中「第39条」を「前条」に、「停水」を「給水の停止」に改め、同条第2項中「料金」を「給水使用料金、メーター使用料」に改める。

第42条から第44条までを次のように改める。

（給水装置の切離し）

第42条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、工業用水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 第11条第1項の承認を受けないで、給水装置工事を施行した場合

(2) 第39条の規定による給水の停止期間中に、その給水装置の使用を図った場合

第43条 削除

（給水停止解除等の費用）

第44条 管理者は、第39条の規定による給水の停止又は第42条の規定による給水装置の切離しをした場合には、これらに要した費用を使用者から徴収することができる。給水の停止を解除し、又は切り離した給水装置を復旧する場合も同様とする。

第45条中「条例」を「条例の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第32条及び第37条の規定は、令和6年4月分として徴収する給水使用料金及びメーター使用料から適用する。

3 この条例による改正後の第37条の2の規定は、この条例の施行の日以後の工事の申込みに係る手数料等について適用し、同日前の工事の申込みに係る手数料等については、なお従前の例による。

#### 提案理由

工業用水道の給水使用料金の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 224 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」を加える。

第6条の4第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第14条の2第1項第1号中「5,400円」を「5,500円」に改め、同項第2号中「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に改める。

第14条の3第1項中「者」を「もの」に改める。

第14条の7第1項中「）において準用する場合を含む。）」を「）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」に改める。

第18条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の



120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）  
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,700	238,500	270,400	295,000	320,100	361,800	405,900	456,500
	2	156,900	240,300	272,100	296,900	322,300	364,100	408,300	459,500
	3	158,200	241,600	273,700	298,600	324,400	366,500	410,300	462,400
	4	159,500	243,200	275,400	300,500	326,500	368,800	412,700	465,400
	5	160,800	244,600	277,200	302,200	328,500	371,300	414,800	468,000
	6	162,100	246,300	279,000	304,000	330,400	373,600	417,100	471,000
	7	163,400	247,800	280,800	305,800	332,400	376,100	419,300	473,900
	8	164,700	249,300	282,500	307,500	334,300	378,500	421,600	476,800
	9	166,000	250,500	284,300	309,100	336,600	380,900	423,500	479,400
	10	167,400	251,800	286,000	311,200	338,500	383,400	425,800	482,300
	11	168,800	253,100	287,600	313,200	340,400	385,700	428,100	485,400
	12	170,100	254,400	289,300	315,400	342,500	388,200	430,000	488,300
	13	171,300	255,700	291,000	317,100	344,200	390,500	432,000	490,900
	14	172,800	257,000	292,900	318,900	346,100	392,500	433,800	493,800
	15	174,300	258,300	294,900	320,900	348,000	394,600	435,700	496,500
	16	175,700	259,800	296,600	323,000	349,800	396,800	437,700	499,300
	17	177,000	261,300	298,500	325,000	351,700	398,900	439,300	501,900
	18	178,700	263,100	300,400	326,700	353,600	400,900	441,100	504,400
	19	180,400	264,800	302,300	328,500	355,500	402,900	442,600	506,800
	20	182,100	266,400	304,100	330,400	357,300	404,700	444,400	509,300
	21	183,700	268,000	305,800	332,200	359,300	406,400	445,800	511,500
	22	185,600	269,700	307,600	334,000	361,000	408,300	447,200	513,600
	23	187,500	271,400	309,600	335,800	362,800	410,200	448,400	515,600
	24	189,200	273,000	311,500	337,800	364,500	412,200	449,900	517,500
	25	191,000	274,600	313,100	339,300	366,300	414,000	451,200	519,300
	26	192,800	276,200	314,900	341,000	368,100	415,500	452,500	520,700
	27	194,700	277,600	316,800	342,800	369,800	417,100	453,700	522,200
	28	196,600	279,300	318,800	344,800	371,700	418,600	455,100	523,600
	29	198,300	280,800	320,500	346,500	373,400	420,000	456,200	524,800
	30	200,800	282,500	322,400	348,100	375,200	421,300	456,900	525,900
	31	203,200	284,200	324,300	349,700	377,100	422,400	457,600	527,000
	32	205,500	285,900	326,000	351,400	378,900	423,300	458,400	528,100
	33	207,700	287,600	327,500	352,900	380,400	424,200	458,900	529,100
	34	210,100	289,200	329,300	354,500	382,100	425,500	459,400	529,800
	35	212,300	291,000	331,200	356,000	383,800	426,800	459,700	530,500
	36	214,600	292,700	333,200	357,600	385,400	427,800	460,200	531,200
	37	216,600	294,100	334,900	359,200	386,700	429,000	460,500	531,800
	38	218,900	295,800	336,700	360,500	387,900	429,900	460,900	532,400
	39	221,100	297,500	338,500	362,000	388,900	430,800	461,300	532,900
	40	223,200	299,200	340,300	363,200	390,100	431,700	461,800	533,400
	41	225,000	300,700	341,800	364,700	391,100	432,300	462,100	533,800
	42	227,200	302,300	343,400	365,800	392,300	433,100	462,500	
	43	229,100	303,800	345,200	366,900	393,400	433,800	462,900	
	44	231,200	305,600	346,900	368,100	394,600	434,500	463,200	
	45	233,000	307,100	348,200	368,800	395,500	435,200	463,400	
	46	235,000	308,800	349,800	369,600	396,000	436,000	463,800	
	47	236,800	310,400	351,400	370,400	396,500	436,700	464,200	
	48	238,700	311,900	352,800	371,200	397,100	437,400	464,500	
	49	240,300	313,400	354,200	372,200	397,700	437,800	464,700	
	50	241,900	315,000	355,300	372,900	398,300	438,300		
	51	243,400	316,700	356,300	373,600	399,000	438,700		
	52	244,900	318,400	357,500	374,300	399,700	439,100		
	53	246,300	319,800	358,200	375,200	400,500	439,200		
	54	247,800	321,300	359,100	375,900	401,200	439,700		
	55	249,300	322,800	360,000	376,500	401,900	440,100		
	56	250,800	324,300	361,100	377,200	402,500	440,400		
	57	252,200	325,500	362,100	377,700	403,100	440,600		
	58	254,000	327,000	363,200	378,400	403,800	441,200		
59	255,700	328,500	364,300	379,000	404,400	441,700			

60	257, 200	329, 800	365, 400	379, 500	405, 100	442, 100
61	258, 800	330, 900	366, 200	379, 800	405, 600	442, 400
62	260, 400	332, 400	367, 200	380, 500	406, 300	442, 800
63	261, 900	333, 900	368, 100	381, 100	406, 900	443, 200
64	263, 300	335, 100	369, 000	381, 700	407, 500	443, 500
65	264, 600	336, 200	369, 700	382, 000	408, 000	443, 700
66	265, 700	337, 300	370, 500	382, 700	408, 600	
67	266, 700	338, 400	371, 400	383, 200	409, 200	
68	267, 900	339, 600	372, 100	383, 900	409, 700	
69	269, 000	340, 500	372, 700	384, 300	409, 900	
70	270, 000	341, 300	373, 400	385, 000	410, 500	
71	271, 000	342, 200	374, 100	385, 600	411, 100	
72	272, 100	343, 200	374, 800	386, 200	411, 600	
73	273, 100	344, 100	375, 500	386, 600	411, 700	
74	274, 100	344, 900	376, 200	387, 300	412, 200	
75	275, 200	345, 700	376, 800	387, 900	412, 600	
76	276, 100	346, 500	377, 500	388, 500	413, 100	
77	277, 000	347, 100	378, 000	388, 900	413, 300	
78	277, 700	347, 700	378, 600	389, 600	413, 600	
79	278, 500	348, 400	379, 200	390, 200	414, 000	
80	279, 400	349, 100	379, 900	390, 900	414, 500	
81	279, 900	349, 700	380, 400	391, 300	414, 700	
82	280, 400	350, 400	381, 100	392, 000	415, 200	
83	281, 000	351, 100	381, 700	392, 600	415, 600	
84	281, 800	351, 700	382, 400	393, 200	416, 100	
85	282, 400	352, 100	382, 800	393, 600	416, 200	
86	283, 000	352, 700	383, 500	394, 300	416, 600	
87	283, 500	353, 300	384, 100	394, 900	417, 000	
88	283, 900	353, 900	384, 700	395, 600	417, 400	
89	284, 300	354, 500	385, 100	396, 000	417, 600	
90	284, 800	355, 100	385, 700	396, 600	417, 900	
91	285, 400	355, 700	386, 300	397, 200	418, 300	
92	285, 900	356, 300	387, 000	397, 800	418, 700	
93	286, 200	356, 700	387, 400	398, 100	418, 900	
94	286, 700	357, 300	388, 000	398, 600		
95	287, 000	357, 800	388, 600	399, 100		
96	287, 400	358, 400	389, 300	399, 700		
97	287, 600	358, 900	389, 500	400, 000		
98	288, 100	359, 400	390, 200	400, 500		
99	288, 500	360, 000	390, 900	401, 100		
100	288, 900	360, 600	391, 600	401, 700		
101	289, 200	360, 900	392, 100	402, 000		
102	289, 600	361, 500	392, 800	402, 500		
103	289, 900	362, 000	393, 500	403, 100		
104	290, 200	362, 600	394, 200	403, 700		
105	290, 500	362, 900	394, 700	404, 100		
106		363, 500	395, 400	404, 600		
107		364, 000	396, 000	405, 200		
108		364, 600	396, 700	405, 800		
109		365, 000	397, 200	406, 300		
110		365, 500	397, 900	406, 800		
111		366, 000	398, 500	407, 400		
112		366, 600	399, 200	408, 000		
113		367, 000	399, 700	408, 500		
114		367, 600	400, 400			
115		368, 200	401, 000			
116		368, 700	401, 700			
117		369, 200	402, 200			
118		369, 800				
119		370, 400				
120		370, 900				
121		371, 500				
122		371, 900				
123		372, 500				
124		373, 000				

	125		373,400						
	126		374,000						
	127		374,600						
	128		375,100						
	129		375,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		214,900	254,400	273,600	287,800	313,000	353,600	386,800	437,200

別表第1 行政職給料表備考2 の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1 級 3 3 号給	2 0 7 , 7 0 0
1 級 2 9 号給	1 9 8 , 3 0 0
1 級 2 1 号給	1 8 3 , 7 0 0
1 級 1 7 号給	1 7 7 , 0 0 0
1 級 1 3 号給	1 7 1 , 3 0 0
1 級 9 号給	1 6 6 , 0 0 0
1 級 5 号給	1 6 0 , 8 0 0

別表第2 教育職給料表ア教育職給料表（1）の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	168,800	210,800	328,700	414,500
	2	170,300	212,300	330,800	416,400
	3	171,800	213,900	332,700	418,200
	4	173,300	215,500	334,900	420,000
	5	174,800	217,000	337,000	421,600
	6	176,700	218,500	339,000	423,500
	7	178,500	220,000	341,100	425,300
	8	180,300	221,600	343,100	427,100
	9	182,000	222,900	345,100	428,800
	10	184,200	224,600	347,200	430,600
	11	186,100	226,200	349,100	432,500
	12	188,100	227,900	351,300	434,300
	13	190,000	229,100	353,300	435,800
	14	192,100	231,000	355,300	437,700
	15	194,100	232,400	356,900	439,500
	16	196,000	234,200	358,800	441,400
	17	198,100	235,700	360,600	443,000
	18	200,400	238,100	362,300	444,800
	19	202,700	240,500	364,100	446,700
	20	205,000	243,100	366,100	448,400
	21	207,200	245,300	367,800	450,100
	22	208,600	247,600	369,800	451,900
	23	210,200	250,000	371,600	453,600
	24	211,800	252,300	373,500	455,500
	25	213,100	254,400	375,300	457,100
	26	214,600	256,800	377,200	458,600
	27	216,000	259,100	379,100	460,200
	28	217,600	261,400	381,000	461,900
	29	218,600	263,700	382,600	463,400
	30	220,200	266,000	384,600	464,900
	31	221,600	268,300	386,400	466,300
	32	223,100	270,500	388,300	467,700
	33	224,100	272,600	390,000	469,200
	34	225,700	274,900	391,600	469,900
	35	227,100	277,200	393,400	470,500
	36	228,700	279,400	395,100	471,100
	37	229,900	281,300	396,600	471,800
	38	231,500	283,500	398,000	
	39	233,000	285,600	399,400	
	40	234,600	287,800	400,800	
	41	235,800	289,800	402,200	
	42	237,000	292,100	403,800	
	43	238,300	294,100	405,300	
	44	239,600	296,100	406,900	
	45	240,900	297,900	408,600	
	46	242,100	300,400	410,100	
	47	243,200	302,800	411,600	
	48	244,500	305,300	413,200	
	49	245,600	307,400	414,600	
	50	247,100	309,600	416,300	
	51	248,600	311,700	417,900	
	52	249,800	314,200	419,300	
	53	250,900	316,200	420,800	
54	252,400	318,100	422,400		

55	253,800	319,900	424,000
56	255,200	322,100	425,500
57	256,200	324,100	427,100
58	257,400	326,100	428,700
59	258,500	328,100	430,100
60	259,800	329,800	431,600
61	261,000	331,800	433,000
62	262,100	333,700	434,500
63	263,200	335,800	435,800
64	264,500	338,000	437,400
65	265,600	339,800	438,800
66	267,000	341,600	440,400
67	268,500	343,400	441,700
68	269,900	345,400	443,200
69	271,000	347,000	444,400
70	272,200	348,900	445,800
71	273,500	350,800	447,300
72	274,900	352,600	448,600
73	275,800	354,300	450,000
74	277,100	356,200	450,900
75	278,100	358,100	451,500
76	279,400	359,800	452,300
77	280,600	361,300	452,900
78	281,700	362,800	
79	282,700	364,400	
80	283,500	366,000	
81	284,600	367,400	
82	285,600	368,800	
83	286,700	370,000	
84	287,900	371,500	
85	288,800	372,900	
86	289,800	374,400	
87	290,600	375,800	
88	291,600	377,300	
89	292,400	378,600	
90	293,500	379,800	
91	294,600	381,200	
92	295,500	382,600	
93	296,200	383,800	
94	297,200	385,000	
95	298,300	386,200	
96	299,300	387,500	
97	299,900	388,800	
98	300,800	389,800	
99	301,800	390,900	
100	302,900	392,000	
101	303,600	393,100	
102	304,500	394,100	
103	305,500	395,100	
104	306,600	396,200	
105	307,500	396,900	
106	308,400	397,900	
107	309,300	398,900	
108	310,200	399,800	
109	311,100	400,700	
110	311,700	401,600	
111	312,200	402,400	
112	312,800	403,200	
113	313,300	403,700	

	114	313,800	404,500		
	115	314,300	405,200		
	116	314,800	406,000		
	117	315,200	406,500		
	118	315,700	407,200		
	119	316,200	407,700		
	120	316,700	408,500		
	121	317,300	408,900		
	122	317,800	409,300		
	123	318,300	409,600		
	124	318,800	410,000		
	125	319,200	410,300		
	126	319,600	410,800		
	127	319,800	411,200		
	128	320,200	411,700		
	129	320,500	412,100		
	130	320,900	412,500		
	131	321,300	412,900		
	132	321,600	413,300		
	133	321,800	413,500		
	134	322,000	413,700		
	135	322,200	413,900		
	136	322,500	414,000		
	137	322,700	414,100		
	138	322,900	414,200		
	139	323,100	414,400		
	140	323,300	414,500		
	141	323,500	414,700		
	142	323,700	414,900		
	143	323,900	415,100		
	144	324,100	415,200		
	145	324,300	415,400		
	146	324,600			
	147	324,900			
	148	325,200			
	149	325,300			
	150	325,500			
	151	325,700			
	152	325,900			
	153	326,000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 234,700	円 272,500	円 329,100	円 412,800



別表第2 教育職給料表ア教育職給料表（1）備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級13号給	229,100
2級1号給	210,800
1級21号給	207,200
1級9号給	182,000

別表第2 教育職給料表イ教育職給料表（2）の表中備考以外の部分を次のように改める。

## イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	165,600	180,900	277,700	388,800
	2	167,100	182,800	280,300	390,300
	3	168,500	184,900	282,900	391,900
	4	170,000	187,100	285,400	393,300
	5	171,500	188,900	287,700	394,900
	6	173,200	190,900	290,200	396,400
	7	175,000	193,000	292,800	397,900
	8	176,900	194,800	295,400	399,400
	9	178,500	196,900	297,800	400,700
	10	180,600	199,300	300,400	402,100
	11	182,400	201,700	303,000	403,200
	12	184,400	204,200	305,600	404,600
	13	186,400	206,700	307,900	405,700
	14	188,400	208,300	310,100	407,100
	15	190,400	209,900	312,000	408,300
	16	192,200	211,400	314,000	409,700
	17	194,300	212,900	316,100	410,700
	18	196,500	214,400	318,200	412,000
	19	198,700	215,800	320,000	413,100
	20	200,900	217,300	322,100	414,500
	21	203,200	218,700	324,100	415,500
	22	204,700	220,300	326,100	416,800
	23	206,200	221,900	328,100	417,900
	24	207,800	223,600	330,000	419,300
	25	209,100	224,700	332,000	420,300
	26	210,400	226,600	333,700	421,500
	27	211,800	228,000	335,200	422,600
	28	213,100	229,700	337,100	423,900
	29	214,400	231,200	338,700	424,800
	30	215,900	233,500	340,400	425,900
	31	217,300	236,000	341,800	426,900
	32	218,800	238,400	343,400	427,900
	33	219,600	240,600	344,900	429,100
	34	221,100	242,800	346,400	429,600
	35	222,400	245,300	347,900	430,200
	36	223,800	247,600	349,500	430,800
	37	225,000	249,600	351,000	431,400
	38	226,400	251,800	352,500	
	39	227,700	254,100	354,000	
	40	229,200	256,300	355,500	
	41	230,400	258,600	356,900	
	42	231,600	260,900	358,500	
	43	232,800	263,200	359,900	
	44	234,100	265,300	361,300	
	45	235,400	267,300	362,700	
	46	236,500	269,600	364,100	
	47	237,600	271,800	365,600	
	48	238,900	274,000	367,000	
	49	240,000	275,900	368,200	
	50	241,500	278,100	369,700	
	51	243,000	280,100	371,000	
	52	244,200	282,300	372,400	
	53	245,100	284,200	373,900	
54	246,600	286,400	375,000		

55	248,000	288,400	376,000
56	249,400	290,400	377,400
57	250,400	292,100	378,600
58	251,400	294,600	379,800
59	252,400	297,000	381,100
60	253,600	299,400	382,500
61	254,700	301,500	383,700
62	255,800	303,600	385,000
63	256,700	305,700	386,300
64	257,800	308,100	387,600
65	258,700	310,100	388,600
66	260,000	312,000	389,800
67	261,400	313,700	390,900
68	262,700	315,900	392,100
69	264,000	317,900	392,800
70	265,100	319,800	394,000
71	266,400	321,700	395,000
72	267,800	323,500	396,200
73	268,800	325,500	397,200
74	269,900	327,200	397,800
75	270,700	329,300	398,500
76	271,900	331,400	399,300
77	273,100	333,000	399,800
78	274,100	334,600	400,500
79	275,100	336,000	401,200
80	276,000	337,700	401,900
81	277,100	339,200	402,200
82	277,900	340,500	402,900
83	279,000	342,100	403,300
84	280,100	343,700	404,000
85	280,900	344,900	404,300
86	281,600	346,600	404,900
87	282,400	348,100	405,400
88	283,200	349,500	406,000
89	283,900	350,800	406,500
90	284,600	352,000	407,000
91	285,300	353,100	407,500
92	285,900	354,500	407,800
93	286,300	355,600	408,000
94	287,000	356,800	
95	287,700	357,800	
96	288,200	359,100	
97	288,700	360,400	
98	289,400	361,500	
99	289,900	362,400	
100	290,700	363,400	
101	291,400	364,500	
102	291,800	365,500	
103	292,300	366,600	
104	292,700	367,500	
105	293,200	368,300	
106	293,600	369,300	
107	294,000	370,200	
108	294,300	371,200	
109	294,500	371,900	
110	294,900	372,800	
111	295,300	373,800	
112	295,700	374,800	
113	295,800	375,600	

	114	296,100	376,400		
	115	296,400	377,300		
	116	296,700	378,000		
	117	296,900	378,800		
	118	297,200	379,600		
	119	297,400	380,400		
	120	297,600	381,100		
	121	297,800	381,900		
	122	298,100	382,600		
	123	298,400	383,300		
	124	298,600	384,100		
	125	298,700	384,600		
	126		385,200		
	127		385,700		
	128		386,400		
	129		386,900		
	130		387,500		
	131		388,000		
	132		388,700		
	133		388,900		
	134		389,500		
	135		389,900		
	136		390,500		
	137		390,700		
	138		391,300		
	139		391,800		
	140		392,300		
	141		392,500		
	142		393,000		
	143		393,500		
	144		394,000		
	145		394,200		
	146		394,500		
	147		394,800		
	148		395,000		
	149		395,100		
	150		395,300		
	151		395,600		
	152		395,900		
	153		396,000		
	154		396,300		
	155		396,600		
	156		396,900		
	157		397,000		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 225,900	円 269,100	円 322,600	円 402,700

別表第2 教育職給料表イ教育職給料表（2）備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級25号給	224,700
2級13号給	206,700
2級1号給	180,900
1級21号給	203,200
1級9号給	178,500

別表第2 教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表の表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 保育幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	243,800	275,700	300,100	325,400	367,700
	2	157,300	245,600	277,400	302,000	327,600	370,000
	3	158,600	246,900	279,000	303,700	329,700	372,400
	4	159,900	248,500	280,700	305,600	331,800	374,700
	5	161,200	249,900	282,500	307,300	333,800	377,200
	6	162,500	251,600	284,300	309,100	335,700	379,500
	7	163,800	253,100	286,100	310,900	337,700	382,000
	8	165,100	254,600	287,800	312,600	339,600	384,400
	9	166,500	255,800	289,600	314,200	341,900	386,800
	10	167,900	257,100	291,300	316,300	343,800	389,300
	11	169,300	258,400	292,900	318,300	345,700	391,600
	12	170,600	259,700	294,500	320,500	347,800	394,100
	13	171,800	261,000	296,200	322,200	349,500	396,400
	14	173,300	262,200	298,100	324,000	351,400	398,300
	15	174,800	263,600	300,100	326,000	353,300	400,500
	16	176,200	265,000	301,800	328,100	355,100	402,700
	17	177,500	266,500	303,700	330,100	357,000	404,700
	18	179,600	268,300	305,600	331,800	358,900	406,700
	19	181,600	270,000	307,500	333,600	360,800	408,700
	20	183,700	271,600	309,300	335,500	362,500	410,600
	21	185,500	273,200	311,000	337,300	364,600	412,200
	22	187,400	274,900	312,800	339,100	366,300	414,200
	23	189,400	276,600	314,800	340,900	368,000	416,000
	24	191,300	278,200	316,700	342,900	369,700	418,000
	25	193,300	279,800	318,300	344,300	371,500	419,800
	26	195,700	281,400	320,100	346,100	373,300	421,400
	27	198,100	282,800	322,000	347,900	375,000	422,900
	28	200,500	284,400	324,000	349,800	376,900	424,400
	29	203,000	285,900	325,700	351,600	378,600	425,500
	30	205,500	287,600	327,600	353,200	380,400	426,800
	31	207,800	289,300	329,500	354,700	382,300	428,000
	32	210,200	291,000	331,200	356,400	384,100	429,000
	33	212,600	292,600	332,600	358,000	385,600	429,800
	34	214,900	294,300	334,500	359,500	387,400	431,100
	35	217,100	296,100	336,400	361,000	389,000	432,400
	36	219,400	297,800	338,300	362,600	390,600	433,400
	37	221,400	299,200	340,100	364,200	391,800	434,500
	38	223,700	300,900	341,900	365,500	393,000	435,400
	39	225,900	302,600	343,600	367,000	394,000	436,300
	40	228,000	304,300	345,400	368,200	395,200	437,200
	41	230,000	305,800	347,000	369,800	396,200	437,700
	42	232,200	307,400	348,500	370,800	397,400	438,500
	43	234,100	308,900	350,300	371,900	398,500	439,200
	44	236,200	310,700	352,100	373,100	399,700	439,900
	45	238,000	312,200	353,300	373,700	400,500	440,500
	46	240,000	313,900	354,900	374,500	401,000	441,300
	47	241,800	315,500	356,500	375,300	401,500	442,000
	48	243,700	317,000	357,900	376,200	402,100	442,700
	49	245,300	318,500	359,300	377,100	402,700	443,000
	50	246,900	320,000	360,400	377,800	403,300	443,400
	51	248,400	321,800	361,400	378,500	404,000	443,800
	52	249,900	323,500	362,600	379,200	404,700	444,100
	53	251,200	324,800	363,200	380,000	405,400	444,200
54	252,700	326,400	364,100	380,700	406,100	444,700	

55	254,200	327,800	365,000	381,300	406,800	445,100
56	255,700	329,300	366,100	382,000	407,400	445,400
57	257,100	330,600	367,100	382,500	407,900	445,500
58	258,900	332,000	368,200	383,200	408,600	446,100
59	260,600	333,500	369,300	383,800	409,200	446,600
60	262,100	334,800	370,400	384,300	409,900	447,000
61	263,700	335,900	371,200	384,500	410,300	447,200
62	265,300	337,400	372,200	385,200	411,000	447,600
63	266,800	338,900	373,100	385,800	411,600	448,000
64	268,200	340,100	374,000	386,400	412,200	448,300
65	269,500	341,200	374,600	386,600	412,600	448,400
66	270,600	342,300	375,400	387,300	413,200	
67	271,600	343,400	376,300	387,800	413,800	
68	272,800	344,600	377,000	388,500	414,200	
69	273,800	345,400	377,500	388,800	414,600	
70	274,800	346,200	378,200	389,500	414,900	
71	275,800	347,100	378,900	390,100	415,500	
72	276,900	348,100	379,600	390,700	415,900	
73	277,900	348,900	380,200	391,100	416,000	
74	278,900	349,700	380,900	391,800	416,500	
75	280,000	350,500	381,500	392,400	416,900	
76	280,900	351,300	382,200	393,000	417,400	
77	281,800	351,900	382,600	393,300	417,600	
78	282,500	352,500	383,200	394,000	417,800	
79	283,300	353,200	383,800	394,600	418,200	
80	284,200	353,900	384,500	395,300	418,700	
81	284,700	354,300	384,900	395,700	418,900	
82	285,100	355,000	385,600	396,400	419,300	
83	285,700	355,700	386,200	397,000	419,700	
84	286,500	356,300	386,900	397,600	420,100	
85	287,100	356,600	387,200	398,000	420,200	
86	287,700	357,200	387,900	398,700	420,600	
87	288,200	357,800	388,500	399,300	421,000	
88	288,600	358,400	389,100	399,900	421,400	
89	288,900	358,900	389,400	400,200	421,500	
90	289,500	359,500	390,000	400,800	421,800	
91	290,100	360,100	390,600	401,400	422,200	
92	290,600	360,700	391,300	401,900	422,600	
93	290,900	361,000	391,600	402,000	422,700	
94	291,300	361,600	392,200	402,400		
95	291,600	362,100	392,800	402,900		
96	292,000	362,700	393,500	403,500		
97	292,200	363,100	393,600	403,700		
98	292,700	363,600	394,300	404,200		
99	293,100	364,200	395,000	404,800		
100	293,500	364,800	395,700	405,400		
101	293,800	365,000	396,100	405,600		
102	294,200	365,600	396,800	406,100		
103	294,500	366,100	397,500	406,700		
104	294,800	366,700	398,200	407,300		
105	295,100	366,900	398,600	407,600		
106		367,500	399,300	408,100		
107		368,000	399,900	408,700		
108		368,600	400,600	409,300		
109		368,900	401,000	409,600		
110		369,400	401,700	410,100		
111		369,900	402,300	410,700		
112		370,500	403,000	411,300		
113		370,800	403,400	411,600		

	114		371,400	404,100			
	115		372,000	404,700			
	116		372,500	405,400			
	117		372,900	405,800			
	118		373,500				
	119		374,100				
	120		374,600				
	121		375,000				
	122		375,500				
	123		376,100				
	124		376,600				
	125		376,900				
	126		377,500				
	127		378,100				
	128		378,600				
	129		379,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		217,700	257,300	276,600	290,600	316,100	357,400



別表第 2 教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表備考 2 の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
1 級 2 9 号給	2 0 3 , 0 0 0 円
1 級 1 7 号給	1 7 7 , 5 0 0

別表第 3 医療職給料表ア医療職給料表（1）の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	
	52	387,700	457,900	509,500	561,800	
	53	388,500	459,800	510,500	562,600	
	54	389,300	461,000	511,800	563,500	
	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
	56	390,700	463,400	514,400	565,300	
	57	391,400	464,400	515,400	566,200	
	58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700		

	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		471,300	523,000		
	67		471,900	523,700		
	68		472,500	524,600		
	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

別表第3 医療職給料表イ 医療職給料表（2）の表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,500	198,300	229,300	252,600	283,300	328,200	369,900	435,300
	2	161,900	199,700	230,800	253,600	285,400	329,900	372,300	437,700
	3	163,300	201,100	232,000	254,500	287,400	331,900	374,800	440,100
	4	164,700	202,100	233,400	255,400	289,400	333,900	377,400	442,400
	5	165,900	203,300	234,300	256,300	291,400	335,800	379,700	444,600
	6	167,700	204,500	235,600	257,300	293,300	337,800	382,300	446,900
	7	169,300	205,700	236,700	258,200	295,300	339,700	384,800	449,200
	8	171,100	207,000	237,800	259,400	297,200	341,600	387,400	451,400
	9	172,800	208,000	239,000	260,400	299,000	343,200	389,500	453,900
	10	174,500	209,700	240,400	261,700	301,000	345,200	391,900	456,100
	11	176,200	211,200	241,700	262,800	302,700	347,200	394,300	458,300
	12	178,000	212,900	243,000	263,800	304,800	349,300	396,700	460,600
	13	179,400	214,000	244,400	264,900	306,700	351,000	398,800	462,700
	14	181,300	215,400	245,400	266,700	308,500	352,900	401,000	463,900
	15	183,300	216,700	246,400	268,500	310,300	354,700	403,100	464,700
	16	185,300	218,200	247,300	270,100	312,300	356,400	405,200	465,900
	17	187,000	219,300	248,200	271,400	314,300	358,100	407,000	467,000
	18	188,900	220,900	249,100	273,100	316,000	360,000	409,000	468,100
	19	190,800	222,400	250,100	274,800	317,900	361,800	410,900	469,100
	20	192,700	223,700	251,300	276,600	319,900	363,600	412,600	470,200
	21	194,400	224,600	252,200	278,100	321,800	365,100	414,400	471,200
	22	195,800	225,700	253,700	279,700	323,700	367,100	415,900	472,300
	23	197,000	226,800	255,200	281,500	325,200	369,200	417,400	473,300
	24	198,000	228,000	256,500	283,100	327,100	371,100	418,900	474,400
	25	199,300	228,900	257,700	284,800	328,700	372,700	420,500	475,400
	26	200,400	230,100	259,400	286,400	330,500	374,400	421,800	476,500
	27	201,500	231,300	261,000	288,000	332,300	376,100	423,000	477,700
	28	202,600	232,500	262,700	289,700	334,200	378,100	424,300	478,900
	29	203,800	233,800	264,100	291,400	335,900	379,700	425,600	480,100
	30	205,000	234,900	265,800	293,000	337,600	381,300	426,600	481,000
	31	206,200	236,000	267,400	294,800	339,200	383,000	427,700	481,900
	32	207,300	237,200	269,100	296,500	340,700	384,800	428,700	482,700
	33	208,200	238,200	270,300	298,000	342,300	386,000	429,700	483,600
	34	209,500	239,200	271,800	299,500	343,900	387,200	430,700	484,300
	35	210,600	240,200	273,500	301,000	345,700	388,500	431,600	485,000
	36	211,900	241,300	275,100	302,800	347,200	389,500	432,600	485,700
	37	212,600	242,300	276,400	304,100	348,600	390,400	433,400	486,400
	38	213,800	243,700	277,900	305,600	350,300	391,600	433,900	
	39	214,700	245,300	279,300	307,100	351,900	392,800	434,200	
	40	215,800	246,800	280,800	308,500	353,500	393,800	434,600	
	41	216,300	248,100	282,100	309,700	354,900	394,800	434,800	
	42	217,100	249,500	283,700	311,200	356,100	395,600	435,100	
	43	217,700	251,000	285,200	312,800	357,200	396,400	435,400	
	44	218,500	252,300	286,700	314,400	358,500	397,200	435,800	
	45	219,300	253,500	288,100	315,400	359,500	397,500	436,000	
	46	219,800	255,000	289,500	316,900	360,600	398,000	436,200	
	47	220,500	256,400	291,000	318,200	361,800	398,500	436,400	
	48	221,200	257,800	292,700	319,500	362,900	399,000	436,700	
	49	222,000	259,200	293,600	320,700	363,900	399,600	436,900	
	50	222,500	260,400	295,100	321,600	364,800	400,100	437,100	
	51	223,000	261,600	296,500	322,800	365,700	400,500	437,500	
	52	223,400	262,800	297,900	323,900	366,600	400,800	437,900	
	53	223,700	263,700	298,800	324,600	367,100	401,000	438,000	
	54	224,100	264,900	300,000	325,600	367,900	401,300		
	55	224,500	266,100	301,500	326,600	368,700	401,600		
	56	225,100	267,300	302,900	327,600	369,400	402,000		
	57	225,500	268,200	304,000	328,300	370,000	402,300		
	58	226,300	269,100	305,300	329,100	370,800	402,600		
	59	227,100	270,200	306,400	329,900	371,600	402,700		
60	227,900	271,500	307,500	330,900	372,400	403,100			

	61	228,700	272,200	308,400	331,700	372,800	403,200		
	62	229,700	273,200	309,500	332,200	373,500	403,400		
	63	230,500	274,300	310,800	332,800	374,100	403,700		
	64	231,500	275,600	311,900	333,500	374,800	404,000		
	65	232,000	276,300	312,800	334,000	375,400	404,100		
	66	232,800	277,200	313,600	334,700	376,100			
	67	233,500	278,100	314,200	335,300	376,700			
	68	234,300	279,100	315,000	336,000	377,200			
	69	234,800	279,800	315,700	336,400	377,400			
	70	235,300	280,800	316,400	337,000	377,800			
	71	235,800	281,800	317,000	337,600	378,000			
	72	236,300	282,800	317,800	338,200	378,300			
	73	236,600	283,400	318,500	338,600	378,700			
	74	237,200	284,000	319,000	339,200	379,000			
	75	237,800	284,500	319,500	339,800	379,200			
	76	238,400	285,000	320,100	340,400	379,400			
	77	238,900	285,600	320,500	340,700	379,600			
	78	239,200	286,100	321,100	341,200	379,800			
	79	239,600	286,500	321,500	341,700	380,000			
	80	240,200	286,900	322,000	342,200	380,200			
	81	240,300	287,300	322,500	342,600	380,400			
	82	240,400	287,700	323,000	343,000	380,600			
	83	240,700	288,100	323,500	343,300	380,900			
	84	241,100	288,400	324,000	343,700	381,200			
	85	241,200	288,600	324,500	343,900	381,500			
	86		288,700	324,900	344,200				
	87		288,900	325,200	344,500				
	88		289,200	325,600	344,900				
	89		289,600	325,900	345,300				
	90		289,800	326,300	345,700				
	91		290,100	326,700	346,000				
	92		290,400	327,100	346,400				
	93		290,700	327,600	346,700				
	94		291,000	328,000	347,100				
	95		291,300	328,300	347,400				
	96		291,600	328,700	347,800				
	97		292,000	328,800	348,100				
	98		292,200	329,000	348,300				
	99		292,500	329,300	348,500				
	100		292,800	329,700	348,700				
	101		293,200	329,800	348,900				
	102		293,500	330,100	349,100				
	103		293,800	330,400	349,300				
	104		294,100	330,800	349,500				
	105		294,300	330,900	349,800				
	106			331,200					
	107			331,500					
	108			331,900					
	109			332,100					
	110			332,300					
	111			332,700					
	112			333,100					
	113			333,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,100	211,200	242,700	254,700	280,300	320,900	362,800	424,100

別表第3 医療職給料表イ 医療職給料表（2）備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級22号給	225,700
2級10号給	209,700
1級22号給	195,800
1級18号給	188,900
1級14号給	181,300

別表第3 医療職給料表ウ 医療職給料表（3）の表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	174,600	201,500	244,000	263,400	288,400	329,600	371,900
	2	176,000	203,500	245,400	264,000	290,200	331,700	374,600
	3	177,500	205,600	246,600	264,800	292,000	333,600	377,200
	4	178,800	207,700	247,900	265,600	293,800	335,800	379,800
	5	180,100	209,700	249,000	266,100	295,300	337,700	382,100
	6	181,600	211,800	250,000	267,200	297,000	339,700	384,600
	7	183,200	213,900	251,000	268,200	298,500	341,500	386,900
	8	184,700	215,900	252,100	269,200	300,300	343,300	389,400
	9	185,900	217,800	253,000	270,000	301,700	345,100	391,400
	10	187,500	218,700	253,900	271,000	303,400	347,000	393,800
	11	189,100	219,800	254,800	272,300	305,100	348,700	396,000
	12	190,800	220,900	255,400	273,600	306,900	350,700	398,100
	13	192,200	221,700	256,300	274,900	308,400	352,500	400,200
	14	194,200	223,100	257,000	276,400	309,800	354,500	402,200
	15	196,100	224,400	257,700	277,700	311,400	356,400	404,400
	16	198,100	225,800	258,600	279,100	313,200	358,500	406,600
	17	200,300	226,900	258,900	280,500	314,700	360,400	408,600
	18	202,400	228,200	260,100	281,800	316,300	362,300	410,600
	19	204,400	229,500	261,200	283,100	317,600	364,200	412,800
	20	206,500	230,800	262,300	284,300	319,100	366,200	414,900
	21	208,500	231,500	263,100	285,800	320,500	368,200	416,800
	22	210,500	233,000	264,400	287,000	321,900	370,300	418,400
	23	212,400	234,400	265,800	288,300	323,300	372,200	420,000
	24	214,300	235,900	267,100	289,700	324,800	374,400	421,700
	25	215,900	236,800	268,500	290,700	326,100	376,100	423,300
	26	216,800	238,100	269,900	292,200	327,500	378,100	424,700
	27	217,700	239,100	271,200	293,900	328,800	380,000	426,000
	28	218,700	240,400	272,600	295,500	330,100	381,900	427,300
	29	219,300	241,600	273,900	296,700	331,500	383,700	428,200
	30	220,500	242,700	275,300	298,200	332,800	385,400	429,500
	31	221,600	243,800	276,700	299,700	334,300	387,000	430,700
	32	222,800	244,700	278,200	301,300	335,700	388,900	431,800
	33	223,900	245,800	279,400	302,500	337,000	390,500	433,000
	34	224,900	246,800	280,700	303,900	338,500	392,300	434,300
	35	225,900	247,600	281,900	305,200	340,100	394,100	435,600
	36	227,000	248,400	283,200	306,600	341,500	395,700	436,900
	37	227,700	249,300	284,400	307,800	343,100	397,400	438,000
	38	229,000	250,000	285,700	309,100	344,500	399,000	439,200
	39	230,100	250,700	286,900	310,600	345,800	400,500	440,300
	40	231,200	251,600	288,300	312,200	347,500	402,000	441,500
	41	231,800	252,100	289,700	313,200	349,000	403,500	442,400
	42	232,800	253,200	290,900	314,500	350,500	404,900	443,000
	43	233,600	254,200	292,300	315,800	352,000	406,300	443,500
	44	234,500	255,100	293,800	316,900	353,600	407,600	444,200
	45	235,400	255,900	294,900	318,200	354,800	408,500	444,700
	46	236,300	257,300	296,200	319,400	356,200	409,800	445,200
	47	237,400	258,600	297,500	320,800	357,600	411,100	445,800
	48	238,500	259,900	298,800	321,900	359,000	412,400	446,500
	49	239,400	261,100	299,800	322,700	360,400	413,500	447,200
	50	240,300	262,500	300,900	324,100	361,500	414,800	447,700
	51	241,200	263,500	302,300	325,400	362,800	415,900	448,200
	52	241,900	264,800	303,500	326,600	364,100	417,100	448,700
	53	242,800	266,100	304,600	327,900	365,200	418,000	449,300
	54	243,600	267,600	305,900	329,100	366,400	419,200	449,700
	55	244,400	269,000	306,900	330,400	367,600	420,300	450,200
	56	245,200	270,300	308,000	331,700	368,800	421,300	450,700
	57	245,900	271,600	309,100	332,900	369,700	422,100	451,300
	58	247,000	273,000	310,400	334,100	370,700	422,600	
	59	247,900	274,400	311,700	335,300	371,700	423,100	
60	249,000	275,800	312,800	336,600	372,700	423,700		



61	249,900	277,000	313,500	337,600	373,500	424,200
62	251,100	278,100	314,700	339,000	374,200	424,600
63	252,400	279,300	316,000	340,200	375,000	425,200
64	253,600	280,800	317,200	341,500	375,800	425,800
65	254,600	282,100	318,200	342,600	376,400	426,300
66	255,700	283,300	319,400	343,800	376,800	426,800
67	256,800	284,600	320,600	344,700	377,300	427,300
68	258,100	286,000	321,800	345,900	377,800	427,800
69	259,000	287,000	322,700	346,900	378,200	428,300
70	260,100	288,400	323,800	347,900	378,600	
71	261,200	289,700	324,900	348,900	379,000	
72	262,200	290,900	326,000	350,000	379,400	
73	263,400	291,800	327,100	350,800	379,700	
74	264,500	293,000	328,200	351,900	380,000	
75	265,600	294,300	329,400	352,900	380,200	
76	266,700	295,700	330,500	353,900	380,400	
77	267,400	296,700	331,600	354,800	380,500	
78	268,400	297,800	332,800	355,600	380,700	
79	269,400	298,800	333,900	356,400	380,900	
80	270,700	299,700	335,100	357,200	381,200	
81	271,500	300,600	336,200	357,700	381,300	
82	272,200	301,700	337,300	358,200	381,500	
83	273,100	302,800	338,300	358,800	381,800	
84	274,200	303,900	339,400	359,400	382,100	
85	274,800	304,600	340,200	360,000	382,200	
86	275,800	305,600	341,200	360,500	382,500	
87	276,600	306,600	342,200	361,100	382,800	
88	277,500	307,700	343,200	361,700	383,100	
89	278,200	308,800	344,300	362,000	383,300	
90	279,000	309,800	345,100	362,600	383,600	
91	279,900	310,900	345,800	363,000	383,900	
92	281,000	312,100	346,500	363,500	384,200	
93	281,600	313,200	347,100	363,900	384,600	
94	282,400	313,900	347,800	364,100		
95	282,900	314,700	348,500	364,300		
96	283,600	315,500	349,200	364,500		
97	284,600	316,100	349,600	364,800		
98	285,400	316,700	350,100	365,000		
99	286,100	317,400	350,600	365,300		
100	286,800	318,100	351,100	365,700		
101	287,100	318,500	351,500	365,900		
102	287,800	319,100	352,000	366,100		
103	288,400	319,700	352,300	366,300		
104	289,000	320,300	352,700	366,500		
105	289,500	320,700	353,100	366,800		
106	289,900	321,200	353,500	367,000		
107	290,300	321,600	353,900	367,200		
108	290,800	322,100	354,400	367,400		
109	291,300	322,400	354,900	367,600		
110	291,600	322,800	355,300	367,800		
111	292,000	323,200	355,800	368,000		
112	292,400	323,500	356,300	368,200		
113	292,600	323,900	356,800	368,500		
114	293,000	324,300	357,300			
115	293,400	324,700	357,800			
116	293,800	325,000	358,200			
117	294,100	325,100	358,500			
118	294,500	325,500	359,000			
119	294,900	325,900	359,500			
120	295,300	326,300	360,000			
121	295,600	326,400	360,300			
122	296,000	326,800	360,800			
123	296,400	327,200	361,200			
124	296,700	327,600	361,700			
125	296,800	327,800	362,000			

	126	297,100	328,000					
	127	297,500	328,300					
	128	297,900	328,500					
	129	298,000	328,700					
	130	298,400	329,000					
	131	298,800	329,300					
	132	299,200	329,700					
	133	299,300	330,000					
	134	299,600	330,300					
	135	300,000	330,700					
	136	300,400	331,100					
	137	300,500	331,400					
	138	300,900	331,800					
	139	301,300	332,200					
	140	301,700	332,600					
	141	301,800	332,900					
	142	302,100	333,200					
	143	302,400	333,600					
	144	302,700	334,000					
	145	302,800	334,200					
	146	303,000	334,600					
	147	303,300	335,000					
	148	303,600	335,400					
	149	303,800	335,700					
	150	304,100	336,100					
	151	304,400	336,400					
	152	304,700	336,800					
	153	305,000	337,100					
	154	305,300						
	155	305,600						
	156	305,900						
	157	306,300						
	158	306,600						
	159	306,900						
	160	307,200						
	161	307,500						
	162	307,800						
	163	308,100						
	164	308,400						
	165	308,800						
	166	309,100						
	167	309,400						
	168	309,700						
	169	310,000						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		233,900	254,300	261,600	270,300	287,100	324,100	368,600

別表第3 医療職給料表ウ医療職給料表（3）備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級16号給	225,800
2級12号給	220,900
2級8号給	215,900
1級8号給	184,700

別表第3の3会計年度任用職員給料表ア行政職1類の表を次のように改める。

ア 行政職1類

	月額（円）
1	155,700
2	158,400
3	161,300
4	164,100
5	166,800
6	169,400
7	172,600
8	175,600

別表第3の3会計年度任用職員給料表イ行政職2類の表を次のように改める。

イ 行政職2類

	月額（円）
1	189,100
2	192,700
3	196,500
4	200,100
5	203,800
6	207,500

7	211,100
8	215,000
9	218,700
10	222,500

別表第3の3会計年度任用職員給料表ウ行政職3類の表を次のように改める。

ウ 行政職3類

	月額（円）
1	217,100
2	221,300
3	225,400
4	229,700
5	234,000
6	238,200
7	242,500
8	246,600
9	250,900

別表第3の3会計年度任用職員給料表エ幼稚園教育職の表を次のように改める。

エ 幼稚園教育職

	月額（円）
1	168,000
2	171,000
3	173,900
4	176,800
5	180,000
6	183,400
7	186,700
8	190,000

9	193,200
10	196,500
11	199,800
12	203,000

別表第3の3会計年度任用職員給料表オ保育職の表を次のように改める。

オ 保育職

	月額（円）
1	166,600
2	169,600
3	172,600
4	175,300
5	178,500
6	181,800
7	185,100
8	188,400
9	191,600
10	194,900
11	198,200
12	201,400

別表第3の3会計年度任用職員給料表カ保育幼児教育職の表を次のように改める。

カ 保育幼児教育職

	月額（円）
1	167,100
2	170,100
3	173,000
4	175,900
5	179,100

6	182,300
7	185,700
8	188,900
9	192,200
10	195,500
11	198,800
12	202,000

別表第3の3会計年度任用職員給料表キ医療職1類の表を次のように改める。

キ 医療職1類

	月額（円）
1	200,100
2	204,000
3	207,900
4	211,800
5	215,900
6	219,900

別表第3の3会計年度任用職員給料表ク医療職2類の表を次のように改める。

ク 医療職2類

	月額（円）
1	210,300
2	214,300
3	218,500
4	222,700
5	226,900
6	231,100

別表第3の3会計年度任用職員給料表ケ医療職3類の表を次のように改める。

ケ 医療職3類

	月額（円）
1	215,800
2	220,000
3	224,200
4	228,500
5	232,700
6	237,100
7	241,300
8	245,500
9	249,900

第2条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期末手当」の次に「，勤勉手当」を加え，同条第3項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条の4の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第4条の5 市長は，給料の月額が，職務の複雑，困難若しくは責任の度又は勤労の強度，勤務時間，勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは，規則で定めるところにより，給料の月額を調整することができる。

2 前項の規定による給料の月額の調整額は，調整前における給料の月額の100分の25を超えてはならない。

第11条第3項中「第3条第5項」を「第3条第7項」に，「第4項」を「第6項」に改める。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に，「100分の105」を「100分の102.5」に改め，同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に，「100分の70」を「100分の68.75」に，「100分の105」を「100分の102.5」に，「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第19条第1項中「勤勉手当」の次に「（会計年度任用職員に係る勤勉手当を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

第19条の2 会計年度任用職員に係る勤勉手当は、市長が定める日（以下この条において「会計年度任用職員基準日」という。）に在職する会計年度任用職員（市長が定める者を除く。）に対して、市長が定める日（以下この条において「会計年度任用職員支給日」という。）に支給する。

2 会計年度任用職員に係る勤勉手当の額は、常時勤務を要する職を占める職員の勤勉手当との均衡を考慮し、市長が定める。

3 第18条の3及び第18条の4の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の3中「第18条第1項及び前条第1項」とあるのは「第19条の2第1項」と、「基準日（会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員基準日。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「基準日」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条の2第1項に規定する会計年度任用職員基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日（会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員支給日。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「会計年度任用職員支給日（同項に規定する会計年度任用職員支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員に係る勤勉手当に関し必要な事項は、市長が定める。

第20条の5中「第14条の3から第14条の8まで及び第19条」を「及び第14条の3から第14条の8まで」に改める。

第20条の6第1項中「第19条」を削る。

別表第1行政職給料表備考2の表を次のように改める。



職務の級及び号給	給料月額
	円
1級33号給	210,900
1級29号給	201,500
1級21号給	185,600
1級17号給	178,900
1級13号給	173,800
1級9号給	168,400
1級5号給	164,000

別表第2教育職給料表ア教育職給料表（1）備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級13号給	233,500
2級1号給	214,000
1級21号給	210,500
1級9号給	184,900

別表第2教育職給料表イ教育職給料表（2）の表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	243,800	275,700	300,100	325,400	367,700
	2	157,300	245,600	277,400	302,000	327,600	370,000
	3	158,600	246,900	279,000	303,700	329,700	372,400
	4	159,900	248,500	280,700	305,600	331,800	374,700
	5	161,200	249,900	282,500	307,300	333,800	377,200
	6	162,500	251,600	284,300	309,100	335,700	379,500
	7	163,800	253,100	286,100	310,900	337,700	382,000
	8	165,100	254,600	287,800	312,600	339,600	384,400
	9	166,500	255,800	289,600	314,200	341,900	386,800
	10	167,900	257,100	291,300	316,300	343,800	389,300
	11	169,300	258,400	292,900	318,300	345,700	391,600
	12	170,600	259,700	294,500	320,500	347,800	394,100
	13	171,800	261,000	296,200	322,200	349,500	396,400
	14	173,300	262,200	298,100	324,000	351,400	398,300
	15	174,800	263,600	300,100	326,000	353,300	400,500
	16	176,200	265,000	301,800	328,100	355,100	402,700
	17	177,500	266,500	303,700	330,100	357,000	404,700
	18	179,600	268,300	305,600	331,800	358,900	406,700
	19	181,600	270,000	307,500	333,600	360,800	408,700
	20	183,700	271,600	309,300	335,500	362,500	410,600
	21	185,500	273,200	311,000	337,300	364,600	412,200
	22	187,400	274,900	312,800	339,100	366,300	414,200
	23	189,400	276,600	314,800	340,900	368,000	416,000
	24	191,300	278,200	316,700	342,900	369,700	418,000
	25	193,300	279,800	318,300	344,300	371,500	419,800
	26	195,700	281,400	320,100	346,100	373,300	421,400
	27	198,100	282,800	322,000	347,900	375,000	422,900
	28	200,500	284,400	324,000	349,800	376,900	424,400
	29	203,000	285,900	325,700	351,600	378,600	425,500
	30	205,500	287,600	327,600	353,200	380,400	426,800
	31	207,800	289,300	329,500	354,700	382,300	428,000
	32	210,200	291,000	331,200	356,400	384,100	429,000
	33	212,600	292,600	332,600	358,000	385,600	429,800
	34	214,900	294,300	334,500	359,500	387,400	431,100
	35	217,100	296,100	336,400	361,000	389,000	432,400
	36	219,400	297,800	338,300	362,600	390,600	433,400
	37	221,400	299,200	340,100	364,200	391,800	434,500
	38	223,700	300,900	341,900	365,500	393,000	435,400
	39	225,900	302,600	343,600	367,000	394,000	436,300
	40	228,000	304,300	345,400	368,200	395,200	437,200
	41	230,000	305,800	347,000	369,800	396,200	437,700
	42	232,200	307,400	348,500	370,800	397,400	438,500
	43	234,100	308,900	350,300	371,900	398,500	439,200
	44	236,200	310,700	352,100	373,100	399,700	439,900
	45	238,000	312,200	353,300	373,700	400,500	440,500
	46	240,000	313,900	354,900	374,500	401,000	441,300
	47	241,800	315,500	356,500	375,300	401,500	442,000
	48	243,700	317,000	357,900	376,200	402,100	442,700
	49	245,300	318,500	359,300	377,100	402,700	443,000
	50	246,900	320,000	360,400	377,800	403,300	443,400
	51	248,400	321,800	361,400	378,500	404,000	443,800
	52	249,900	323,500	362,600	379,200	404,700	444,100
	53	251,200	324,800	363,200	380,000	405,400	444,200
54	252,700	326,400	364,100	380,700	406,100	444,700	

55	254,200	327,800	365,000	381,300	406,800	445,100
56	255,700	329,300	366,100	382,000	407,400	445,400
57	257,100	330,600	367,100	382,500	407,900	445,500
58	258,900	332,000	368,200	383,200	408,600	446,100
59	260,600	333,500	369,300	383,800	409,200	446,600
60	262,100	334,800	370,400	384,300	409,900	447,000
61	263,700	335,900	371,200	384,500	410,300	447,200
62	265,300	337,400	372,200	385,200	411,000	447,600
63	266,800	338,900	373,100	385,800	411,600	448,000
64	268,200	340,100	374,000	386,400	412,200	448,300
65	269,500	341,200	374,600	386,600	412,600	448,400
66	270,600	342,300	375,400	387,300	413,200	
67	271,600	343,400	376,300	387,800	413,800	
68	272,800	344,600	377,000	388,500	414,200	
69	273,800	345,400	377,500	388,800	414,600	
70	274,800	346,200	378,200	389,500	414,900	
71	275,800	347,100	378,900	390,100	415,500	
72	276,900	348,100	379,600	390,700	415,900	
73	277,900	348,900	380,200	391,100	416,000	
74	278,900	349,700	380,900	391,800	416,500	
75	280,000	350,500	381,500	392,400	416,900	
76	280,900	351,300	382,200	393,000	417,400	
77	281,800	351,900	382,600	393,300	417,600	
78	282,500	352,500	383,200	394,000	417,800	
79	283,300	353,200	383,800	394,600	418,200	
80	284,200	353,900	384,500	395,300	418,700	
81	284,700	354,300	384,900	395,700	418,900	
82	285,100	355,000	385,600	396,400	419,300	
83	285,700	355,700	386,200	397,000	419,700	
84	286,500	356,300	386,900	397,600	420,100	
85	287,100	356,600	387,200	398,000	420,200	
86	287,700	357,200	387,900	398,700	420,600	
87	288,200	357,800	388,500	399,300	421,000	
88	288,600	358,400	389,100	399,900	421,400	
89	288,900	358,900	389,400	400,200	421,500	
90	289,500	359,500	390,000	400,800	421,800	
91	290,100	360,100	390,600	401,400	422,200	
92	290,600	360,700	391,300	401,900	422,600	
93	290,900	361,000	391,600	402,000	422,700	
94	291,300	361,600	392,200	402,400		
95	291,600	362,100	392,800	402,900		
96	292,000	362,700	393,500	403,500		
97	292,200	363,100	393,600	403,700		
98	292,700	363,600	394,300	404,200		
99	293,100	364,200	395,000	404,800		
100	293,500	364,800	395,700	405,400		
101	293,800	365,000	396,100	405,600		
102	294,200	365,600	396,800	406,100		
103	294,500	366,100	397,500	406,700		
104	294,800	366,700	398,200	407,300		
105	295,100	366,900	398,600	407,600		
106		367,500	399,300	408,100		
107		368,000	399,900	408,700		
108		368,600	400,600	409,300		
109		368,900	401,000	409,600		
110		369,400	401,700	410,100		
111		369,900	402,300	410,700		
112		370,500	403,000	411,300		
113		370,800	403,400	411,600		

	114		371,400	404,100			
	115		372,000	404,700			
	116		372,500	405,400			
	117		372,900	405,800			
	118		373,500				
	119		374,100				
	120		374,600				
	121		375,000				
	122		375,500				
	123		376,100				
	124		376,600				
	125		376,900				
	126		377,500				
	127		378,100				
	128		378,600				
	129		379,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		217,700	257,300	276,600	290,600	316,100	357,400

別表第2教育職給料表イ教育職給料表（2）備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1級41号給	232,900
1級29号給	205,900
1級28号給	203,400
1級17号給	179,400
1級16号給	178,100

別表第2教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1級29号給	205,900
1級28号給	203,400
1級17号給	179,400
1級16号給	178,100

別表第3の2等級別基準職務表ウ教育職給料表（2）等級別基準職務表の表を次のように改める。

ウ 教育職給料表（2） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭又は講師の職務
2級	主任教諭の職務
3級	副主査教諭の職務
4級	主査教諭の職務
5級	園長又は園長代理の職務
6級	困難な業務を所掌する園長の職務

別表第3の2等級別基準職務表エ保育幼児教育職給料表等級別基準職務表の表を次のように改める。

エ 保育幼児教育職給料表 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1 級	保育教諭又は保育士の職務
2 級	主任保育教諭又は主任保育士の職務
3 級	統括主任保育教諭又は統括主任保育士の職務
4 級	園長又は副園長の職務
5 級	相当困難な業務を所掌する園長又は困難な業務を処理する副園長の職務
6 級	困難な業務を所掌する園長の職務

別表第 3 の 3 会計年度任用職員給料表エ幼稚園教育職の表を次のように改める。

エ 幼稚園教育職

	月額（円）
1	167,100
2	170,100
3	173,000
4	175,900
5	179,100
6	182,300
7	185,700
8	188,900
9	192,200
10	195,500
11	198,800
12	202,000

（岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第 3 条 岡山市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 27 年市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表衛生管理者等手当の部を削る。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロ

ナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」を「，特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号の新型インフルエンザ等で，当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項の新型インフルエンザ等対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）」に改め，「緊急に」を削る。

附則第3項中「3，000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては，4，000円）」を「4，000円を超えない範囲内において市長が定める額」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」を加え，同条第2項中「期末手当」の次に「，勤勉手当」を加え，同条第3項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第3条の3 市長は，給料の月額が，職務の複雑，困難若しくは責任の度又は勤労の強度，勤務時間，勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは，規則で定めるところにより，給料の月額を調整することができる。

第12条中「勤勉手当」の次に「（会計年度任用職員に係る勤勉手当を除く。）」を加え，同条に次の2項を加える。

2 会計年度任用職員に係る勤勉手当は，市長が定める日に在職する会計年度任用職員に対し，市長が定める日に支給する。

3 前項に規定するもののほか，会計年度任用職員に係る勤勉手当に関し必要な事項は，市長が定める。

第12条の2中「( )において準用する場合を含む。)」を「( )及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」に改める。

第16条の2中「地方公務員法」を「地公法」に改める。

第18条の4中「, 第12条」を削る。

第18条の5中「及び第12条から第13条まで」を「, 第12条の2及び第13条」に改める。

(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第5条 市長、副市長等の給与に関する条例（昭和26年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第6条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第8条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例（平成28年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。



別表第1（第3条関係）  
教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	182,100	198,500	280,600	308,900	414,600
	2	183,600	200,600	282,900	311,500	416,100
	3	185,200	202,700	285,200	314,300	417,600
	4	186,700	204,900	287,300	316,700	419,000
	5	188,400	207,100	289,500	319,000	420,300
	6	190,300	209,200	291,700	321,100	421,700
	7	192,100	211,300	293,900	323,200	423,100
	8	194,000	213,400	296,000	325,300	424,500
	9	195,700	215,700	298,100	327,300	425,900
	10	197,800	218,100	300,400	329,500	427,300
	11	199,900	220,500	302,700	331,800	428,700
	12	201,900	222,700	304,800	334,100	430,000
	13	203,900	225,100	307,000	336,300	431,300
	14	206,000	226,800	308,800	338,100	432,700
	15	208,200	228,300	310,600	339,900	434,100
	16	210,400	229,800	312,300	341,600	435,500
	17	212,600	231,600	313,900	343,300	436,700
	18	214,700	232,900	316,100	345,300	438,000
	19	216,900	234,100	318,200	347,300	439,200
	20	218,900	235,400	320,500	349,300	440,500
	21	221,100	237,000	322,500	351,300	441,600
	22	222,700	238,700	324,700	352,900	442,800
	23	224,200	240,300	326,900	354,600	444,100
	24	225,700	241,800	329,200	356,400	445,400
	25	227,300	243,300	331,400	357,900	446,700
	26	228,400	245,300	333,600	359,700	447,900
	27	229,500	247,200	335,700	361,400	448,900
	28	230,700	249,100	337,700	363,100	450,000
	29	232,000	250,700	339,700	364,700	451,200
	30	233,500	253,100	341,100	366,300	452,000
	31	234,900	255,500	342,600	367,900	452,800
	32	236,400	257,900	344,500	369,400	453,700
	33	237,700	260,400	346,000	370,700	454,600
	34	239,300	262,900	348,000	372,200	455,100
	35	240,900	265,400	350,100	373,700	455,600
	36	242,200	267,600	351,900	375,400	456,100
	37	243,500	269,900	353,700	377,100	456,600
	38	244,900	272,200	355,400	378,600	
	39	246,300	274,600	357,100	379,900	
	40	247,700	276,700	358,700	381,300	
	41	249,100	279,000	360,200	382,400	
	42	250,500	281,300	361,900	383,800	
	43	251,900	283,500	363,500	385,200	
	44	253,300	285,600	365,100	386,700	
	45	254,600	287,700	366,800	388,100	
	46	256,000	289,900	368,500	389,700	
	47	257,300	292,000	369,800	391,200	
	48	258,400	293,900	371,200	392,700	
	49	259,500	296,000	372,400	394,000	
	50	260,800	297,700	373,900	395,500	
	51	262,100	299,500	375,500	396,900	
	52	263,100	301,200	377,000	398,200	
53	264,200	302,500	378,400	399,400		

54	265,600	304,500	379,900	400,700
55	266,600	306,400	381,400	401,800
56	267,600	308,400	382,800	402,900
57	268,600	310,400	384,200	404,100
58	269,600	312,500	385,600	405,300
59	270,600	314,700	386,900	406,500
60	271,600	316,900	388,200	407,700
61	272,500	319,000	389,100	408,800
62	273,200	321,300	390,300	409,800
63	273,900	323,500	391,400	411,100
64	274,500	325,600	392,500	412,300
65	275,200	327,700	393,300	413,500
66	276,400	329,200	394,400	414,600
67	277,500	330,800	395,400	415,700
68	278,600	332,600	396,400	416,800
69	279,900	334,300	397,500	417,800
70	281,300	336,300	398,500	419,000
71	282,500	338,300	399,600	420,200
72	283,700	340,200	400,700	421,400
73	284,500	342,000	401,700	422,000
74	285,400	344,000	402,800	422,800
75	286,500	345,900	403,900	423,500
76	287,700	347,800	404,900	424,000
77	288,600	349,500	405,800	424,300
78	289,600	351,300	406,700	424,700
79	290,700	353,000	407,700	425,100
80	291,500	354,700	408,700	425,500
81	292,300	356,500	409,500	425,800
82	293,100	358,200	410,300	426,200
83	293,900	359,600	411,000	426,600
84	294,800	361,200	411,800	426,900
85	295,700	362,400	412,500	427,200
86	296,500	364,000	413,300	427,600
87	297,200	365,500	414,000	428,000
88	298,000	367,000	414,700	428,300
89	298,900	368,300	415,300	428,600
90	299,800	369,600	416,000	428,900
91	300,700	370,900	416,500	429,200
92	301,400	372,300	417,200	429,400
93	301,700	373,700	417,600	429,600
94	302,400	375,000	418,000	
95	303,100	376,200	418,300	
96	303,800	377,300	418,600	
97	304,500	378,300	418,800	
98	305,300	379,300	419,100	
99	306,100	380,300	419,400	
100	306,800	381,200	419,600	
101	307,500	382,000	419,800	
102	307,900	383,000	420,100	
103	308,300	383,900	420,400	
104	308,700	384,800	420,600	
105	308,900	385,600	420,800	
106	309,200	386,500	421,100	
107	309,500	387,400	421,400	
108	309,700	388,300	421,600	
109	309,900	389,100	421,800	
110	310,100	390,100		
111	310,400	391,000		
112	310,700	391,900		

	113	310,900	392,500			
	114	311,100	393,400			
	115	311,300	394,300			
	116	311,600	395,200			
	117	311,900	396,000			
	118	312,100	396,700			
	119	312,400	397,500			
	120	312,700	398,300			
	121	312,900	398,900			
	122	313,100	399,700			
	123	313,300	400,400			
	124	313,600	401,100			
	125	313,900	401,700			
	126		402,400			
	127		402,900			
	128		403,500			
	129		404,200			
	130		404,800			
	131		405,300			
	132		405,800			
	133		406,100			
	134		406,400			
	135		406,700			
	136		407,000			
	137		407,300			
	138		407,600			
	139		407,900			
	140		408,200			
	141		408,500			
	142		408,800			
	143		409,100			
	144		409,400			
	145		409,600			
	146		409,900			
	147		410,200			
	148		410,400			
	149		410,600			
	150		410,900			
	151		411,200			
	152		411,400			
	153		411,600			
	154		411,900			
	155		412,200			
	156		412,400			
	157		412,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		231,400	278,200	305,200	331,600	412,700

(岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第10条 岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育職員」の次に「(管理職手当を受ける者を除く。第3項及び第5条において同じ。)」を加え、同条第3項中「(管理職手当を受ける者を除く。第5条において同じ。)」を削る。

(岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和42年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「奨励手当」を「勤勉手当」に改め、「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」を加え、同条第4項中「期末手当」の次に「, 勤勉手当」を加え、同条第5項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額)

第3条の2 水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、給料の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、管理者が別に定めるところにより、給料の月額を調整することができる。

第4条中「水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改める。

第14条の見出しを「(勤勉手当)」に改め、同条第1項中「奨励手当は、職員があらかじめ定められた業務の標準をこえた成績をあげた場合に」を「勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて」に改め、同条第2項中「奨励手当」を「勤勉手当」に改める。

第14条の2中「( )において準用する場合を含む。)」を「( )及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」に改める。

第17条の3中「奨励手当」を「勤勉手当」に改める。

第18条の5中「, 第14条」を削る。

第18条の6中「及び第14条から第15条まで」を「, 第14条の2及び第15条」に改める。

(岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成13年市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」を加え, 同条第4項中「期末手当」の次に「, 勤勉手当」を加え, 同条第5項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額)

第3条の2 市場事業管理者(以下「管理者」という。)は, 給料の月額が, 職務の複雑, 困難若しくは責任の度又は勤労の強度, 勤務時間, 勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは, 管理者が別に定めるところにより, 給料の月額を調整することができる。

第4条中「市場事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改める。

第18条の2中「)において準用する場合を含む。)」を「)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」に改める。

第29条中「, 第18条」を削る。

第30条中「及び第18条から第19条まで」を「, 第18条の2及び第19条」に改める。

(岡山市職員の勤務時間, 休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第13条 岡山市職員の勤務時間, 休日及び休暇に関する条例(昭和36年市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「, 第3項又は前項」を「又は前3項」に, 「前3項」を「第2項から前項まで」に改め, 「(以下」の次に「この項において」を加え, 同項を同条第7項

とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 任命権者は、職員（規則で定める職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
- 4 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
  - (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第5条第1項及び第2項並びに第5条の2第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第12条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの
  - (2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

第3条の3第1項中「勤務日（第7条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）」を「第3条第2項、第3項又は第5項から第7項までの規定により勤務時間が割り振られた日（第7条第1項において「勤務日等」という。）のうち第7条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日」に改める。

第5条第1項中「次に掲げる職員」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に改め、「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子」に改める。

第5条の2第1項中「小学校」を「中学校」に、「職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く」を「これに準ずる職員として規則で定めるものを含む。第3項において同じ」に、「深夜における」を「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子のあ

る職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（これに準ずる職員として規則で定めるものを含む。）」に改め、同条第3項中「小学校」を「中学校」に改め、同条第4項中「第1項中「小学校」を「第1項中「中学校」に、「職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く」を「これに準ずる職員として規則で定めるものを含む。第3項において同じ」に、「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（これに準ずる職員として規則で定めるものを含む。）」に、「前項中「小学校」を「前項中「中学校」に改め、「第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」とを削る。

第6条第1項第1号中「第3条第3項」を「第3条第5項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

第7条第1項中「第3条の3第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務日及び」を削り、「「休日」という。）」の次に「である勤務日等」を加え、「勤務日（休日を除く。）」を「勤務日等（第3条の3第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）」に改める。

第12条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者を「配偶者等」に改める。

（岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第14条 岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の基準日」の次に「（会計年度任用職員にあつては、給与条例第19条の2第1項に規定する会計年度任用職員基準日）」を加え、「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第12条中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。

（岡山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）



第15条 岡山市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単位」の次に「（任命権者が別に定める場合を除く。）」を加える。

（岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第16条 岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成20年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単位」の次に「（任命権者が別に定める場合を除く。）」を加える。

（岡山市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第17条 岡山市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び岡山市立」を「，岡山市立」に改め，「第8条の3第1項」の次に「，岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年市条例第4号）第4条及び岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成13年市条例第66号）第4条」を加える。

（岡山市職員の分限に関する基準，手続及び効果に関する条例の一部改正）

第18条 岡山市職員の分限に関する基準，手続及び効果に関する条例（昭和27年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第13項の規定」の次に「その他これに類する規定」を加え，同項後段中「同項」を「これら」に改める。

（岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第19条 岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし，附則第2項の次に次の1項を加える。

3 岡山市職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用を受ける職員についての前項の規定の適用については，同項中「受ける給料月額」とあるのは「受ける給料月額（同条例附則第15項，第17項又は第18項の適用を受ける職員にあつては，当該職員の受ける給料月額及びこれらの規定による給料の額の合計額）」と，「受けていた給料月額」とあるのは，「受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額

(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。)」とする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中岡山市職員の給与に関する条例第14条の2及び別表第3の3の改正規定並びに第3条中岡山市職員の特殊勤務手当支給条例（以下「特殊勤務手当条例」という。）附則第2項及び附則第3項の改正規定 令和6年1月1日
  - (2) 第2条の規定、第3条中特殊勤務手当条例第2条の表の改正規定、第4条中技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第2項及び第3項の改正規定、同条例第3条の2の次に1条を加える改正規定、同条例第12条の改正規定、同条に2項を加える改正規定、同条例第18条の4の改正規定並びに同条例第18条の5の改正規定、第6条の規定、第8条の規定、第10条の規定、第11条中岡山市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第4項及び第5項の改正規定、同条例第3条の次に1条を加える改正規定、同条例第4条の改正規定、同条例第18条の5の改正規定並びに同条例第18条の6の改正規定、第12条中岡山市市場企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第4項及び第5項の改正規定、同条例第3条の次に1条を加える改正規定、同条例第4条の改正規定、同条例第29条の改正規定並びに同条例第30条の改正規定、第13条の規定並びに第14条の規定 令和6年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第6条の4第1項及び別表第1から別表第3までの規定並びに第9条の規定による改正後の岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例（以下「改正後の教育職員の給与等条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定、第5条の規定による改正後の市長、副市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等の給与

条例」という。)の規定並びに第7条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員の議員報酬等条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

- 4 令和6年3月31日までの間、改正後の給与条例別表第3の3の規定は、市長が別に定める者には適用しない。

(特定の職務の級の切替え)

- 5 令和6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に4の職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 6 切替日の前日において第2条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)第3条第1項第2号イ教育職給料表(2)の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。ただし、前項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定める職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 8 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(経過措置等)

9 切替日の前日に、改正前の給与条例第3条第1項第2号イ教育職給料表（2）の適用を受けていた職員（管理職手当を受けていた者及び市長が別に定める者に限る。）が、切替日以後引き続き同一の給料表の適用を受ける場合において、当該職員の受ける給料月額が、切替日の前日において当該職員が受けていた給料月額及び第10条の規定による改正前の岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例に基づいて支給された教職調整額の合計額に達しないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

10 改正前の給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員についての前項の規定の適用については、同項中「受ける給料月額」とあるのは「受ける給料月額（改正前の給与条例附則第15項、第17項又は第18項の適用を受ける職員にあっては、当該職員の受ける給料月額及びこれらの規定による給料の額の合計額）」と、「合計額」とあるのは、「合計額に100分の70を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。）」とする。

11 改正後の給与条例、改正後の市長等の給与条例、改正後の議員の議員報酬等条例及び改正後の教育職員の給与等条例（以下「改正後の4条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の市長、副市長等の給与に関する条例、第7条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第9条の規定による改正前の岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び議員の期末手当は、改正後の4条例の規定による給与及び議員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附則別表第1 職務の級の切替表

教育職給料表（2）の適用を受ける職員の新級

給料表	旧級	新級
-----	----	----

教育職給料表（２）	1 級	1 級
	2 級	1 級
		2 級
		3 級
		4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級

附則別表第 2 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 4 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

教育職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	3 級	4 級
1	9	1	1 7
2	1 0	1	1 8
3	1 1	1	1 9
4	1 2	1	2 0
5	1 3	1	2 1
6	1 4	1	2 2
7	1 6	1	2 2
8	1 7	1	2 3
9	1 8	1	2 4
1 0	1 9	1	2 5
1 1	2 0	1	2 5
1 2	2 1	1	2 6
1 3	2 2	1	2 7
1 4	2 3	1	2 8
1 5	2 4	1	2 9
1 6	2 5	2	3 0

1 7	2 6	3	3 1
1 8	2 7	4	3 2
1 9	2 8	5	3 3
2 0	2 9	6	3 4
2 1	3 0	7	3 5
2 2	3 0	8	3 7
2 3	3 1	9	3 8
2 4	3 1	1 0	3 9
2 5	3 2	1 1	4 0
2 6	3 3	1 2	4 2
2 7	3 3	1 3	4 4
2 8	3 4	1 4	4 6
2 9	3 4	1 5	4 7
3 0	3 5	1 6	4 9
3 1	3 6	1 7	5 2
3 2	3 6	1 8	5 5
3 3	3 7	1 8	5 9
3 4	3 7	1 9	6 0
3 5	3 8	2 0	6 2
3 6	3 9	2 1	6 4
3 7	3 9	2 2	6 5
3 8	4 0	2 3	
3 9	4 0	2 4	
4 0	4 1	2 5	
4 1	4 2	2 5	
4 2	4 2	2 6	
4 3	4 3	2 7	
4 4	4 3	2 8	

4 5	4 4	2 9	
4 6	4 5	3 0	
4 7	4 5	3 0	
4 8	4 6	3 1	
4 9	4 6	3 2	
5 0	4 7	3 3	
5 1	4 8	3 4	
5 2	4 9	3 4	
5 3	4 9	3 5	
5 4	5 0	3 6	
5 5	5 1	3 7	
5 6	5 2	3 8	
5 7	5 3	3 9	
5 8	5 4	4 0	
5 9	5 4	4 2	
6 0	5 5	4 3	
6 1	5 6	4 4	
6 2	5 7	4 5	
6 3	5 7	4 8	
6 4	5 8	5 0	
6 5	5 8	5 2	
6 6	5 9	5 3	
6 7	6 0	5 5	
6 8	6 1	5 7	
6 9	6 2	5 8	
7 0	6 2	6 0	
7 1	6 3	6 2	
7 2	6 4	6 4	

7 3	6 5	6 6	
7 4	6 6	6 7	
7 5	6 7	6 9	
7 6	6 8	7 1	
7 7	6 9	7 2	
7 8	7 0	7 5	
7 9	7 1	7 6	
8 0	7 2	7 9	
8 1	7 3	8 0	
8 2	7 3	8 2	
8 3	7 5	8 3	
8 4	7 6	8 5	
8 5	7 6	8 6	
8 6	7 7	8 8	
8 7	7 8	9 0	
8 8	7 9	9 2	
8 9	8 0	9 3	
9 0	8 1	9 3	
9 1	8 3	9 3	
9 2	8 4	9 3	
9 3	8 4	9 3	
9 4	8 5		
9 5	8 6		
9 6	8 7		
9 7	8 9		
9 8	9 0		
9 9	9 1		
1 0 0	9 3		



101	95		
102	96		
103	98		
104	98		
105	100		
106	101		
107	102		
108	103		
109	103		
110	105		
111	105		
112	105		
113	105		
114	105		
115	105		
116	105		
117	105		
118	105		
119	105		
120	105		
121	105		
122	105		
123	105		
124	105		
125	105		

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に4の職務の級が掲げられて  
いる職務の級である職員の号給の切替表

旧級が教育職給料表（2）の2級である職員の新号給

旧号給 \ 新級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1 9	1	1	1
2	2 0	1	1	1
3	2 1	1	1	1
4	2 2	1	1	1
5	2 3	1	1	1
6	2 4	1	1	1
7	2 5	1	1	1
8	2 6	1	1	1
9	2 7	1	1	1
1 0	2 8	1	1	1
1 1	2 9	1	1	1
1 2	3 0	1	1	1
1 3	3 1	1	1	1
1 4	3 2	1	1	1
1 5	3 2	1	1	1
1 6	3 3	1	1	1
1 7	3 4	1	1	1
1 8	3 4	1	1	1
1 9	3 5	1	1	1
2 0	3 6	1	1	1
2 1	3 6	1	1	1
2 2	3 7	1	1	1
2 3	3 8	1	1	1
2 4	3 8	1	1	1
2 5	3 9	1	1	1
2 6	4 0	1	1	1

2 7	4 0	1	1	1
2 8	4 1	1	1	1
2 9	4 2	1	1	1
3 0	4 3	1	1	1
3 1	4 4	1	1	1
3 2	4 6	1	1	1
3 3	4 7	1	1	1
3 4	4 8	1	1	1
3 5	4 9	2	1	1
3 6	5 1	4	1	1
3 7	5 2	5	1	1
3 8	5 4	7	1	1
3 9	5 5	8	1	1
4 0	5 7	1 0	1	1
4 1	5 8	1 2	1	1
4 2	6 0	1 3	1	1
4 3	6 1	1 5	1	1
4 4	6 2	1 7	1	1
4 5	6 4	1 8	1	1
4 6	6 6	1 9	1	1
4 7	6 8	2 1	1	1
4 8	7 0	2 2	1	1
4 9	7 2	2 3	2	1
5 0	7 4	2 4	3	1
5 1	7 6	2 6	4	1
5 2	7 8	2 7	5	1
5 3	8 0	2 8	6	1
5 4	8 4	3 0	8	1

5 5	8 8	3 1	9	1
5 6	9 2	3 2	1 0	1
5 7	9 7	3 3	1 1	1
5 8	1 0 4	3 5	1 3	3
5 9	1 0 5	3 6	1 4	4
6 0	1 0 5	3 8	1 5	5
6 1	1 0 5	3 9	1 6	6
6 2	1 0 5	4 0	1 7	8
6 3	1 0 5	4 1	1 9	9
6 4	1 0 5	4 3	2 0	1 0
6 5	1 0 5	4 4	2 1	1 1
6 6	1 0 5	4 5	2 2	1 2
6 7	1 0 5	4 6	2 3	1 3
6 8	1 0 5	4 8	2 4	1 4
6 9	1 0 5	4 9	2 5	1 5
7 0	1 0 5	5 0	2 6	1 6
7 1	1 0 5	5 1	2 7	1 7
7 2	1 0 5	5 2	2 8	1 8
7 3	1 0 5	5 4	2 9	1 9
7 4	1 0 5	5 5	3 0	2 0
7 5	1 0 5	5 6	3 1	2 1
7 6	1 0 5	5 8	3 3	2 2
7 7	1 0 5	5 9	3 4	2 3
7 8	1 0 5	6 0	3 5	2 4
7 9	1 0 5	6 2	3 5	2 5
8 0	1 0 5	6 3	3 6	2 6
8 1	1 0 5	6 4	3 7	2 7
8 2	1 0 5	6 5	3 8	2 8

8 3	1 0 5	6 6	3 9	2 8
8 4	1 0 5	6 8	4 0	2 9
8 5	1 0 5	6 9	4 0	3 0
8 6	1 0 5	7 1	4 1	3 1
8 7	1 0 5	7 2	4 2	3 2
8 8	1 0 5	7 4	4 3	3 3
8 9	1 0 5	7 6	4 4	3 4
9 0	1 0 5	7 8	4 4	3 4
9 1	1 0 5	7 9	4 5	3 5
9 2	1 0 5	8 2	4 6	3 6
9 3	1 0 5	8 3	4 7	3 7
9 4	1 0 5	8 6	4 8	3 8
9 5	1 0 5	8 7	4 8	3 8
9 6	1 0 5	9 0	4 9	3 9
9 7	1 0 5	9 2	5 0	4 0
9 8	1 0 5	9 4	5 2	4 1
9 9	1 0 5	9 6	5 2	4 2
1 0 0	1 0 5	9 8	5 4	4 3
1 0 1	1 0 5	1 0 0	5 5	4 4
1 0 2	1 0 5	1 0 2	5 6	4 4
1 0 3	1 0 5	1 0 4	5 7	4 6
1 0 4	1 0 5	1 0 6	5 8	4 7
1 0 5	1 0 5	1 0 8	5 9	4 8
1 0 6	1 0 5	1 1 0	5 9	4 9
1 0 7	1 0 5	1 1 2	6 0	5 0
1 0 8	1 0 5	1 1 4	6 1	5 2
1 0 9	1 0 5	1 1 5	6 2	5 3
1 1 0	1 0 5	1 1 7	6 3	5 4

1 1 1	1 0 5	1 1 9	6 4	5 5
1 1 2	1 0 5	1 2 1	6 6	5 7
1 1 3	1 0 5	1 2 3	6 7	5 8
1 1 4	1 0 5	1 2 4	6 8	6 0
1 1 5	1 0 5	1 2 6	6 9	6 2
1 1 6	1 0 5	1 2 7	7 0	6 3
1 1 7	1 0 5	1 2 9	7 1	6 4
1 1 8	1 0 5	1 2 9	7 2	6 6
1 1 9	1 0 5	1 2 9	7 4	6 8
1 2 0	1 0 5	1 2 9	7 5	6 9
1 2 1	1 0 5	1 2 9	7 6	7 0
1 2 2	1 0 5	1 2 9	7 7	7 1
1 2 3	1 0 5	1 2 9	7 9	7 3
1 2 4	1 0 5	1 2 9	8 0	7 4
1 2 5	1 0 5	1 2 9	8 1	7 5
1 2 6	1 0 5	1 2 9	8 2	7 6
1 2 7	1 0 5	1 2 9	8 3	7 7
1 2 8	1 0 5	1 2 9	8 4	7 8
1 2 9	1 0 5	1 2 9	8 4	7 9
1 3 0	1 0 5	1 2 9	8 6	8 0
1 3 1	1 0 5	1 2 9	8 7	8 1
1 3 2	1 0 5	1 2 9	8 8	8 2
1 3 3	1 0 5	1 2 9	8 8	8 2
1 3 4	1 0 5	1 2 9	9 0	8 3
1 3 5	1 0 5	1 2 9	9 0	8 4
1 3 6	1 0 5	1 2 9	9 1	8 5
1 3 7	1 0 5	1 2 9	9 2	8 6
1 3 8	1 0 5	1 2 9	9 2	8 7

1 3 9	1 0 5	1 2 9	9 4	8 7
1 4 0	1 0 5	1 2 9	9 5	8 8
1 4 1	1 0 5	1 2 9	9 5	8 9
1 4 2	1 0 5	1 2 9	9 6	9 0
1 4 3	1 0 5	1 2 9	9 6	9 1
1 4 4	1 0 5	1 2 9	9 8	9 2
1 4 5	1 0 5	1 2 9	9 8	9 2
1 4 6	1 0 5	1 2 9	9 9	9 3
1 4 7	1 0 5	1 2 9	9 9	9 4
1 4 8	1 0 5	1 2 9	9 9	9 5
1 4 9	1 0 5	1 2 9	1 0 0	9 5
1 5 0	1 0 5	1 2 9	1 0 0	9 5
1 5 1	1 0 5	1 2 9	1 0 0	9 6
1 5 2	1 0 5	1 2 9	1 0 1	9 6
1 5 3	1 0 5	1 2 9	1 0 1	9 6
1 5 4	1 0 5	1 2 9	1 0 2	9 8
1 5 5	1 0 5	1 2 9	1 0 2	9 8
1 5 6	1 0 5	1 2 9	1 0 3	9 9
1 5 7	1 0 5	1 2 9	1 0 3	9 9

提案理由

人事委員会勧告等に伴い、職員の給与改定を実施する等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。